

(案)

第2期 道志村 子ども・子育て支援事業計画

『ちいさな村の大きな希望』

～生まれてよかった村、育ててよかった村、笑顔あふれる「どうしっこ」～



令和2年3月

道志村

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の策定方法.....	4
第2章 統計から見た道志村の現状.....	5
1. 人口、出生率等の状況.....	6
2. 教育・保育の状況.....	12
第3章 ニーズ調査結果.....	17
第4章 第1期子ども・子育て支援事業計画の実施状況.....	33
1. 重点施策.....	34
2. 基本目標、基本施策における各事業.....	40
第5章 計画の基本理念・基本目標と基本施策.....	57
1. 基本理念.....	58
2. 基本目標と基本施策.....	59
3. 計画の施策体系.....	61
第6章 基本目標に係る各施策の実施と事業.....	63
第7章 子育てに関する量の見込みと確保の方策.....	71
1. 教育・保育提供区域等.....	72
2. 教育・保育施設（幼稚園・認定子ども園等）の量の見込みと確保の方策.....	73
3. 子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策.....	75
4. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の連携の推進方策.....	79
第8章 計画の推進.....	81
1. 計画の周知.....	82
2. 推進体制.....	82

3. 推進状況の公表.....	82
-----------------	----

資料編83

1. 道志村子ども・子育て会議条例.....	84
------------------------	----

2. 道志村子ども・子育て会議委員名簿.....	86
--------------------------	----

3. 策定経緯.....	87
--------------	----

第1章 計画の策定にあたって





1. 計画策定の趣旨

近年、わが国では、人口減少、少子化の進行、家族構成の変化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加等により、ライフスタイルの多様化、地域の繋がりの希薄化など、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。それに伴い、子育てに対する不安や孤立感と、負担感の増加や、ニーズの多様化など、子育てをめぐる課題は山積しています。

これらの課題に対応し、国や地域が子どもや子育て家庭を支援する新しい仕組みを構築する「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が平成24年に成立し、平成27年から子ども・子育て支援新制度が始まりました。

道志村では、子ども・子育て関連3法の1つである「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づき、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「道志村子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、子育て支援等の取組を推進してまいりました。5年間の計画期間中には、山梨県初の小・中学校一体型校舎が完成し、共用スペースで児童・生徒の交流を行うなどの取組により中学校生活に対応できない「中1ギャップ」の防止にも力を入れてまいりました。また、村民からの意向を踏まえ、親子の交流や相談・情報提供を行う「子育て支援拠点事業」（子育て支援センター「つぼみっこくらぶ」）を実施してまいりました。主な事業には、それぞれ量の見込みを設定し、子どもが十分に支援を受けられるよう体制整備を行いました。

この第1期となる子ども・子育て支援事業計画が令和元年度に終了したため、子育て世代の村民に対し、新たにニーズ調査を実施し、今後の課題や意向を把握し、子どもや子育てをする方々がより充実した生活が送れるよう、新たに「第2期道志村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、第1期と同様に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めることで、地域の実情に応じた子育て支援施策を計画的に進めていきます。

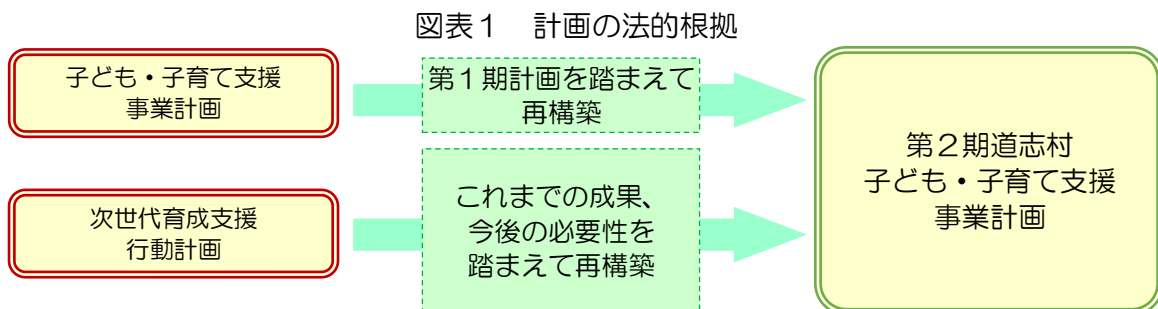


2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、策定が義務づけられている子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

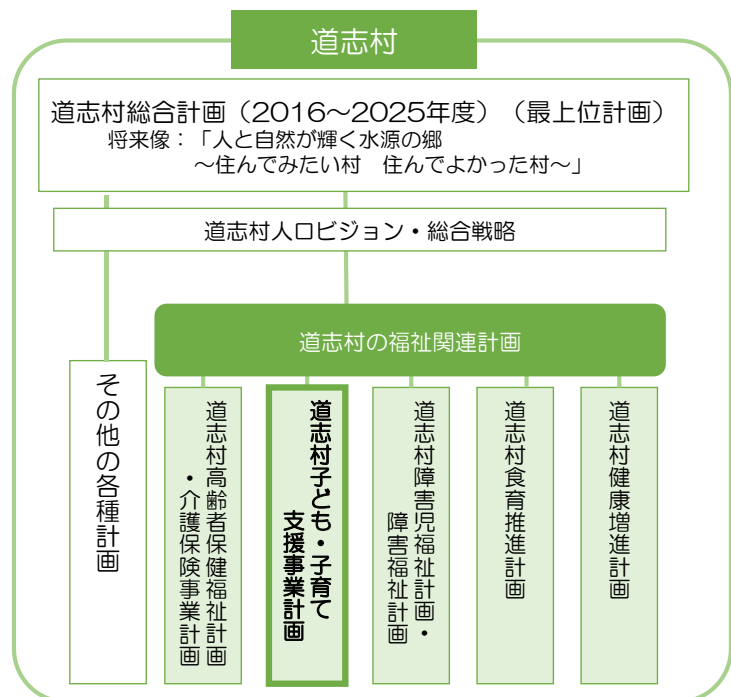
また、更に広範囲な子育て支援のため、改正次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力義務として規定されている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含し(図表1)、道志村が取り組むべき施策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、計画的に子育て支援を推進していきます。



(2) 道志村の他計画との関係

本計画は、道志村の福祉関連計画の1つに位置づけられています。計画の策定にあたっては、国の動向や道志村の現状を踏まえ、これまでの道志村の取組との継続性を保つとともに、「道志村総合計画」や「道志村人口ビジョン・総合戦略」、「道志村障害福祉計画」などの関連計画との整合性を図りながら、地域社会での協働のもと、幼児期の学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援を推進していきます。

図表2 計画の位置づけの体系図





3. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間として策定します。ただし、計画を推進していくにあたり、社会・経済の変化や子育て支援施策のニーズの変化等を鑑み、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

図表3 道志村子ども・子育て支援事業計画の期間

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
道志村 次世代育成支援行動計画														
					道志村 子ども・子育て支援事業計画									
										道志村 第2期子ども・子育て 支援事業計画				

4. 計画の策定方法

(1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたり、子育て支援に関するサービスの利用状況・利用希望等を把握し、事業量の見込みを算出するため、小学校6年生以下の子どもがいる家庭にニーズ調査を実施しました。国から示されている基本調査項目に加え、道志村独自の質問項目を設け、地域の実情に合った子ども・子育て支援施策のニーズの把握を行いました。

図表4 ニーズ調査の方法

区分	調査対象	調査方法	配付数	回答者数	回答率	調査期間
未就学児	未就園児	直接配付	40	36	90.0%	平成31年1月23日 ～2月6日 まで
小学生	1～6年生	学校配付	46	44	95.7%	
合計			86	80	93.0%	

(2) 道志村子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、村民の代表者・教育関係者・保育所関係者・民生委員等で構成する「第2期 道志村子ども・子育て会議」を設置・開催し、計画の内容について審議を行い、その意見を反映しました。

(3) パブリックコメントの実施

事前に計画案を発表し、計画を周知するとともに、広く村民から意見を募り、その結果を反映させ、村民が一体となり策定する計画を目指しました。

第2章 統計から見た道志村の現状





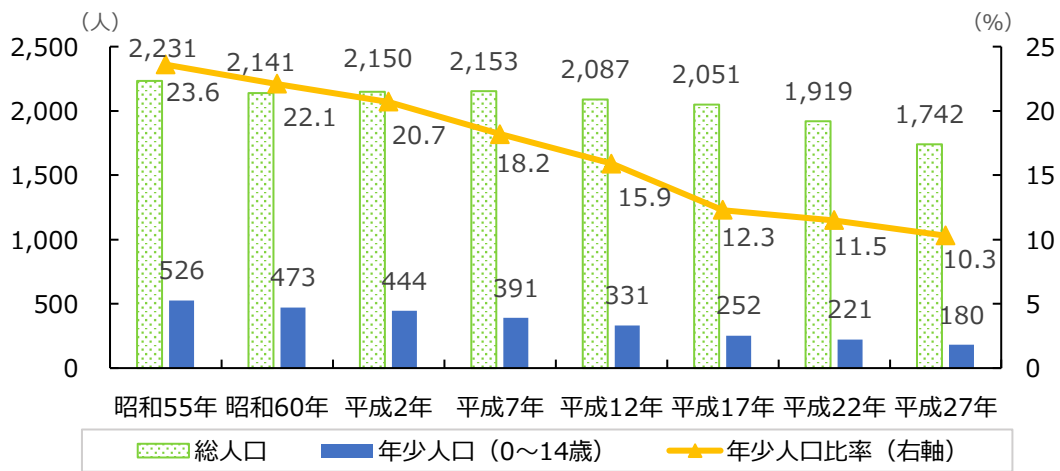
1. 人口、出生率等の状況

(1) 少子化等の現状

① 総人口・人口構成

道志村の総人口と年少人口の推移をみると、総人口は減少しており、平成2年の2,150人から平成27年には1,742人と408人減少しています。また、0歳～14歳の年少人口も平成2年は444人でしたが、平成27年には180人と264人減少しており、年少人口比率も20.7%（平成2年）から10.3%（平成27年）と10ポイント以上減り、少子化の進行がうかがえます（図表5）。

図表5 道志村の総人口及び年少人口・比率の推移

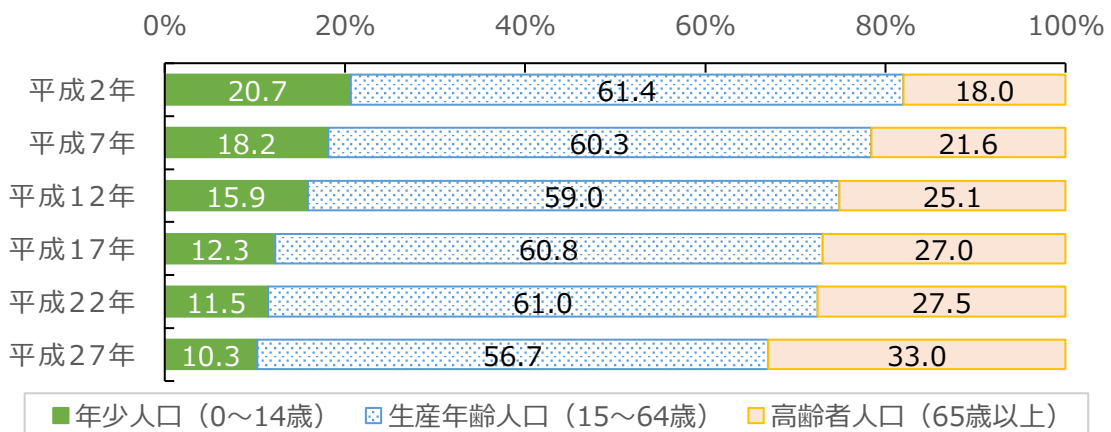


資料：国勢調査

② 3区分年齢人口

また、年齢を3区分した人口構成でみると、平成7年に、年少人口（0～14歳）比率が高齢者人口（65歳以上）比率を下回り、以降、年少人口比率は減少、高齢者人口比率は増加し続けています（図表6）。

図表6 道志村の年齢3区分別人口比率の推移

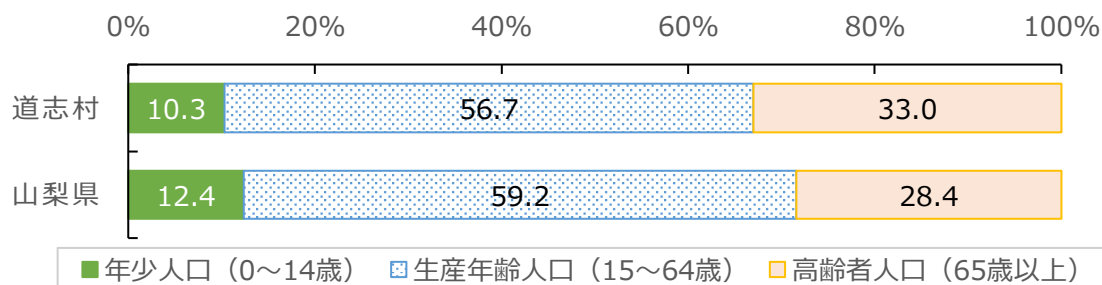


資料：国勢調査



3区分人口比率を道志村と山梨県で比較すると、道志村は山梨県より年少人口比率及び生産年齢人口（15～64歳）比率が低く、高齢者人口比率が高くなっており、道志村は山梨県平均と比べ、少子高齢化が進行しています（図表7）。

図表7 山梨県と道志村の年齢3区分別人口比率の比較

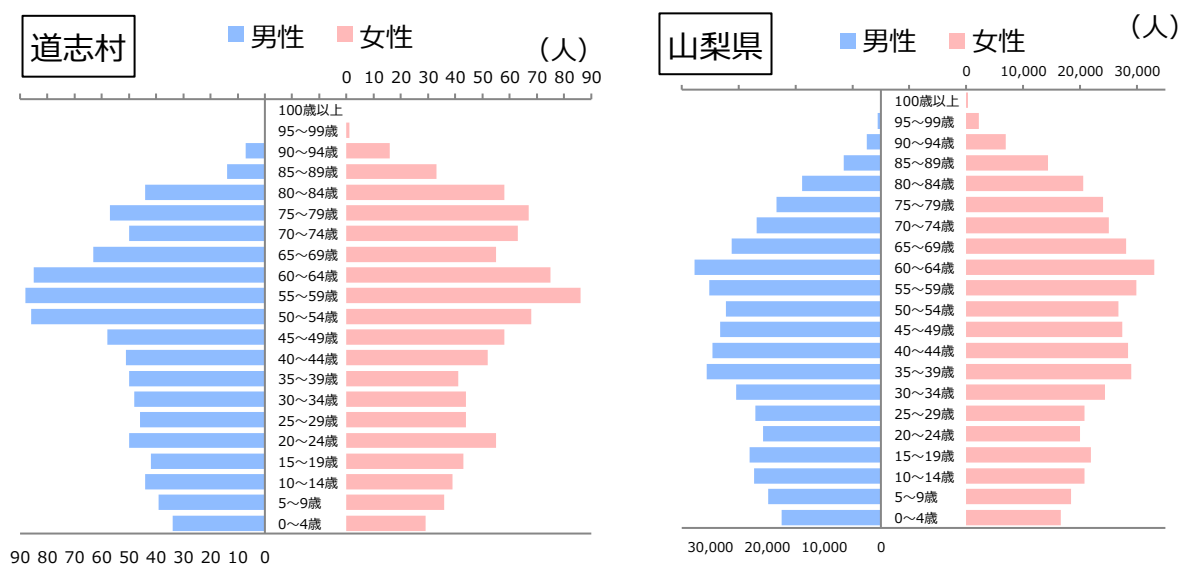


資料：国勢調査（平成27年）

③人口ピラミッド

道志村と山梨県の人口構成を5歳ごとに区分した「人口ピラミッド」で比較すると、山梨県は「55～59歳」、「60～64歳」に人口のボリュームゾーンがあり、次いで「35～39歳」にも人口のボリュームゾーンがあるのに対し、道志村は「50～54歳」、「55～59歳」、「60～64歳」が人口のボリュームゾーンであり、40歳代以下は比率が低く人口の流出がうかがえます（図表8）。

図表8 道志村と山梨県の人口ピラミッド



資料：国勢調査（平成27年）

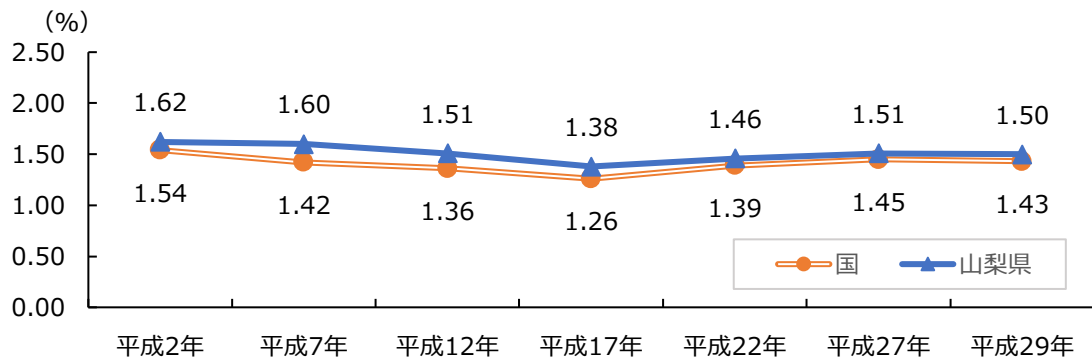


④出生率

国の出生率についてみると、最も低かった平成17年の1.26以降は、おおむね増加傾向にあり、平成27年には1.45まで回復しています。山梨県は、平成17年が最も低く、1.38でしたが、平成29年は、1.50まで回復しています（図表9）。

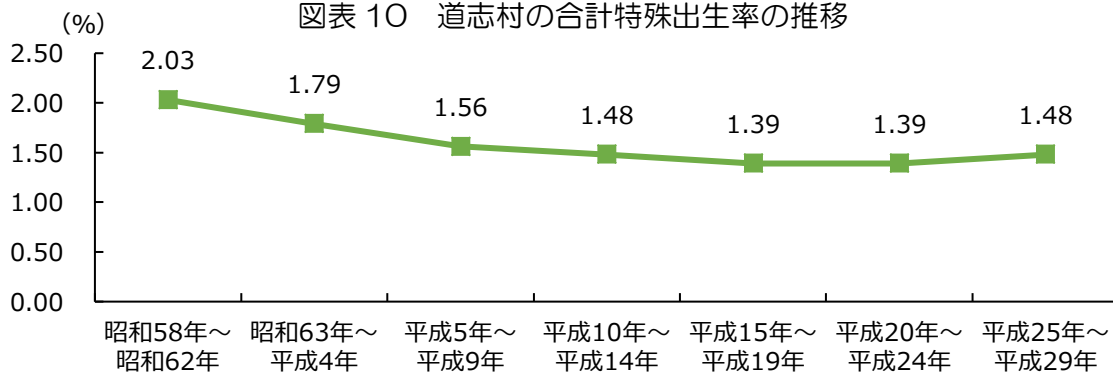
道志村の出生率についてみると、「平成15年～平成19年」、「平成20～平成24年」の5年間平均でそれぞれ1.39と最も低くなっていますが、「平成25～平成29年」は1.48と上昇しています（図表10）。

図表9 国・山梨県の合計特殊出生率の推移



資料：人口動態調査

図表10 道志村の合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計特殊報告、「平成25年～平成29年」のみ道志村による算出

* 道志村の合計特殊出生率について

市区町村などの小集団では、出生数のわずかな増減で数値が大きく変動するため、データの不安定性の緩和に有効な「ベイズ推計」で、合計特殊出生率を算出しています。



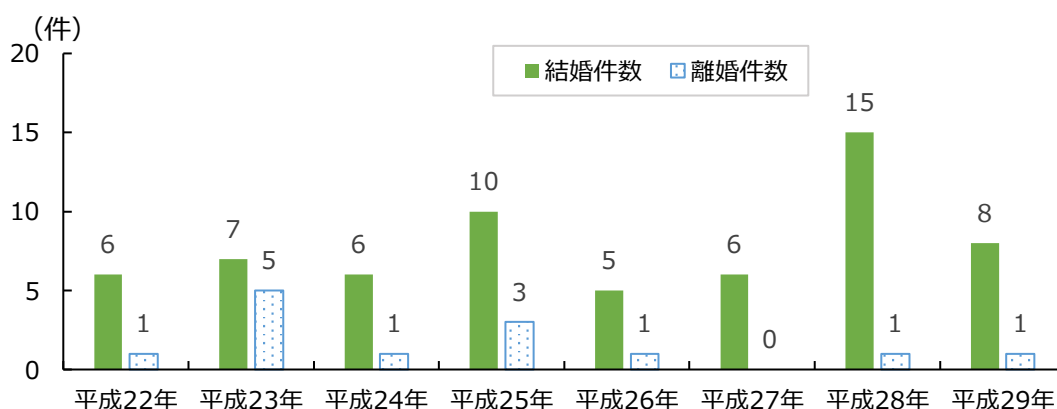
⑤婚姻・離婚件数

婚姻件数についてみると、近年5件から15件で推移しており、平成22年から平成29年までの平均は、7.9件となっています。

一方、離婚件数は0~5件の一桁台で推移しており、平成22年から平成29年までの平均は、2.4件となっています（図表11）。

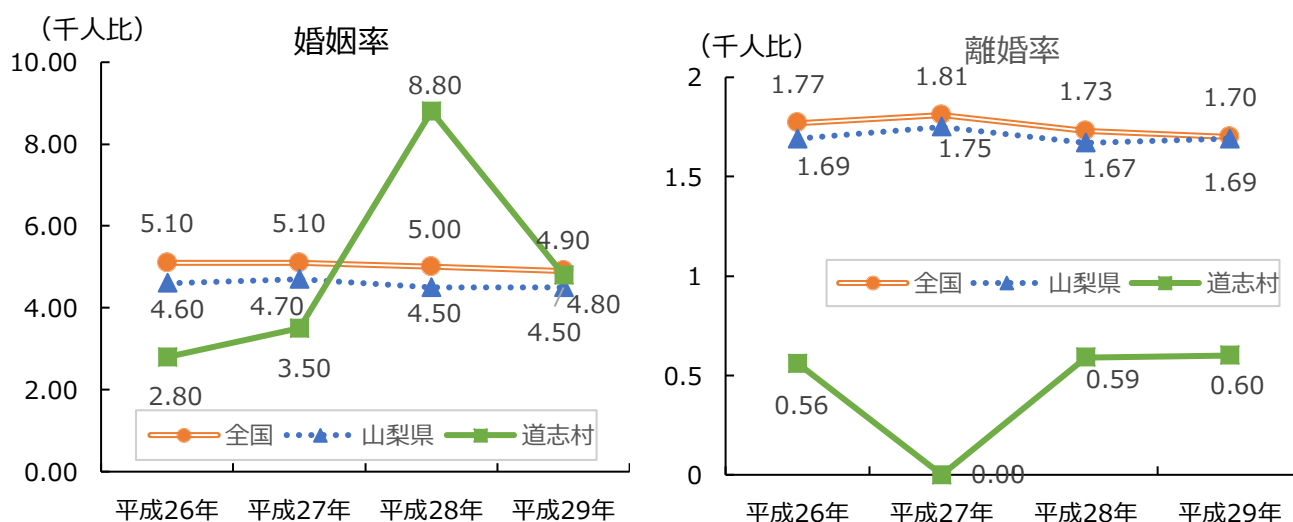
全国、山梨県、道志村で婚姻率、離婚率を比べると、婚姻率においては、平成26、27年は道志村の婚姻率が低かったものの、平成28年は全国、山梨県より高く、平成29年はほぼ同じ割合となっています。一方、離婚率は、近年、一貫して道志村は全国、山梨県よりも低くなっています（図表12）。

図表11 道志村の婚姻と離婚の件数の推移



資料：人口動態統計

図表12 国・山梨県・道志村の婚姻率と離婚率(人口1,000人対)



資料：人口動態統計

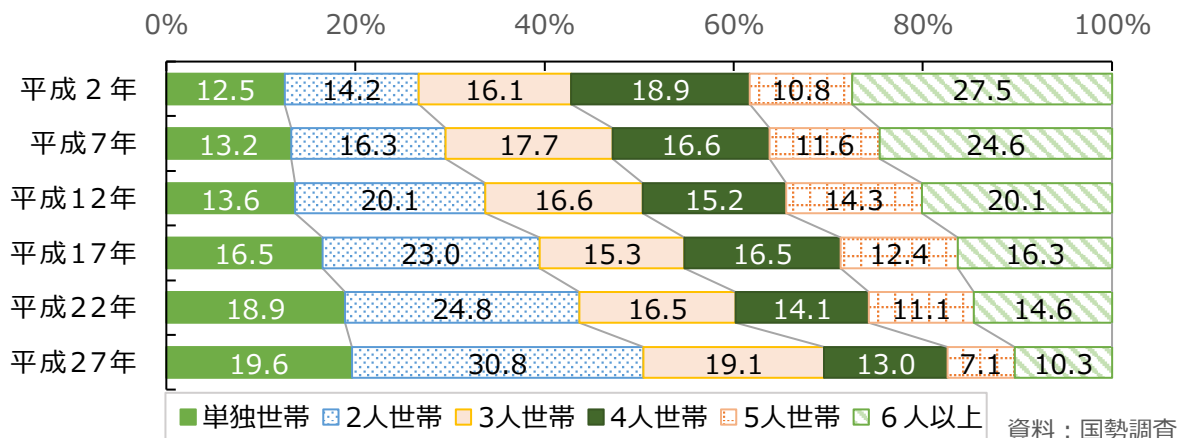


⑥世帯人員（世帯構造）

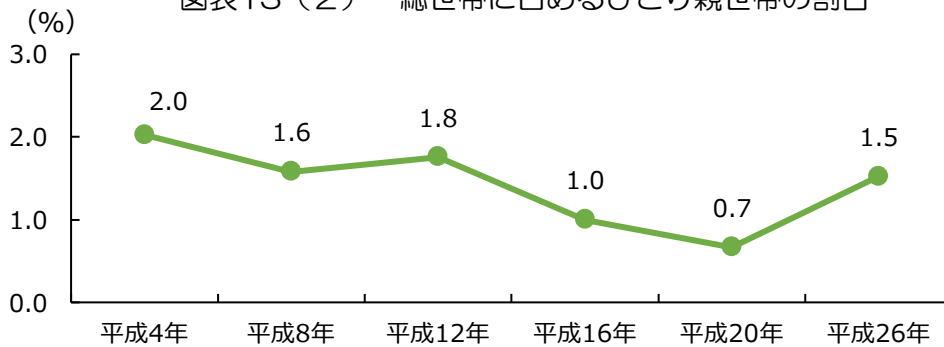
道志村の世帯人員についてみると、「単独世帯」、「2人世帯」は増加しているのに対し、「4人世帯」、「5人世帯」、「6人以上」は減少傾向にあります。また、「3人世帯」は15%台から19%台で推移しており、世帯の核家族化が進行し、単身で生活する人々が増加傾向にあります（図表13（1））。

また、平成4年から平成26年までの総世帯に占めるひとり親世帯の割合をみると、平成4年から平成20年までは減少傾向にありますが、平成26年には1.5%と増加に転じています（図表13（2））。

図表13（1） 道志村の世帯構成比の推移



図表13（2） 総世帯に占めるひとり親世帯の割合



資料：山梨県ひとり親世帯等実態調査

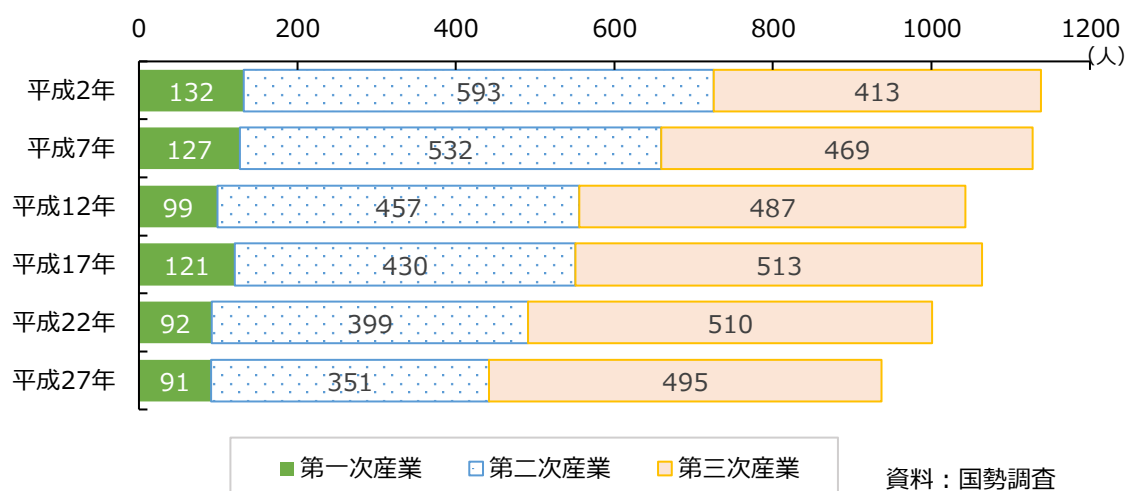


⑦就業状況

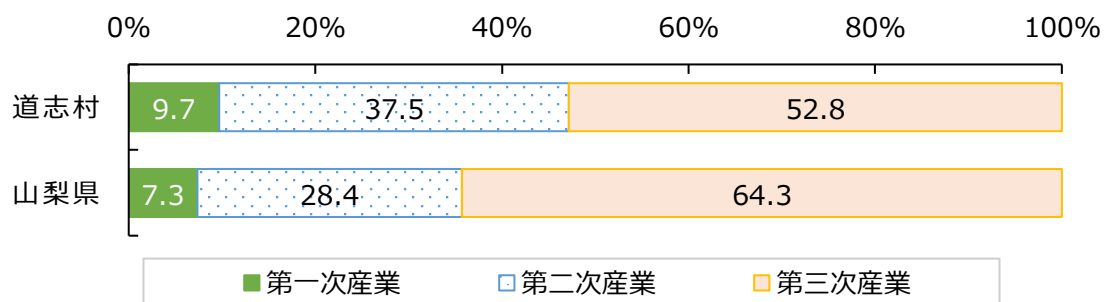
道志村の平成27年の就業状況についてみると、産業就業人口は全体で937人と1,000人を下回っています。このうち第二次産業従事者の減少が目立っています（図表14）。

産業別就業人口の構成比は、第一次産業9.7%、第二次産業37.5%、第三次産業52.8%で、第三次産業の従事者割合が最も高くなっていますが、山梨県と比較すると、第一次産業、第二次産業の比率が高く、第三次産業の比率が低くなっています（図表15）。

図表14 道志村の産業別就業人口の推移



図表15 山梨県・道志村の産業別就業人口構成比の比較





2. 教育・保育の状況

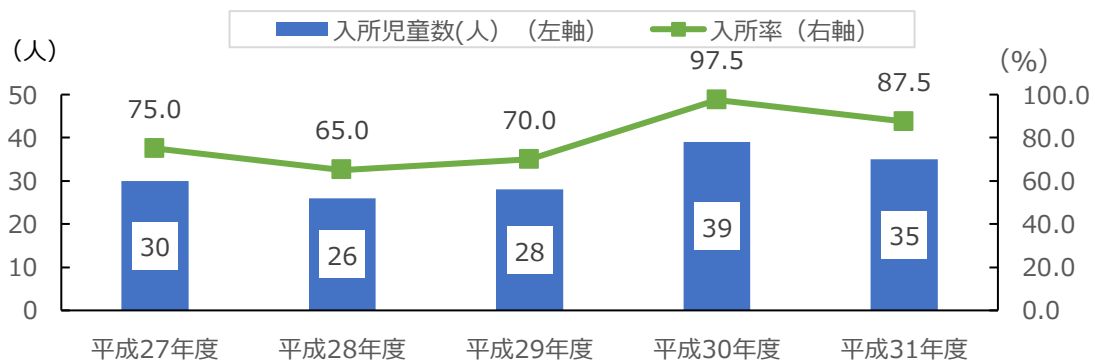
(1) 認可保育所

村内の保育所は1か所で、平成24年度に認可定員数が60人から40人に変更されて以降、定員数は40人となっています。入所児童数は平成28、29年度に30人を切る26、28人となりましたが、平成30年度には39人（入所率97.5%）となっており、入所児童数に大きな変動がありません（図表16）。

図表16 認可保育所数・保育所入所児童数の推移

道志村 保育所	平成				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
保育所数(所)	1	1	1	1	1
認可定員数(人)	40	40	40	40	40
入所児童数(人)	30	26	28	39	35
入所率(%)	75.0	65.0	70.0	97.5	87.5

資料：道志村 注：各年度4月1日現在



(2) 幼稚園

平成31年度現在、村内には幼稚園はありません。

(3) 小学校及び中学校

道志村では、県内初の小・中学校一体型校舎を整備し、中学校は平成28年度から、小学校は平成29年度から利用しています。また、平成24年度から特別支援学級を併設し、子どもたちの発達に合わせた指導を行っています。

小学校の児童数は平成27年度には77人でしたが、平成31年度には51人まで減少しています（図表17）。

また、中学校の生徒数は、平成27年度には44人でしたが、平成31年度には39人まで減少しています（図表18）。



図表 17 小学校数・小学校児童数の推移

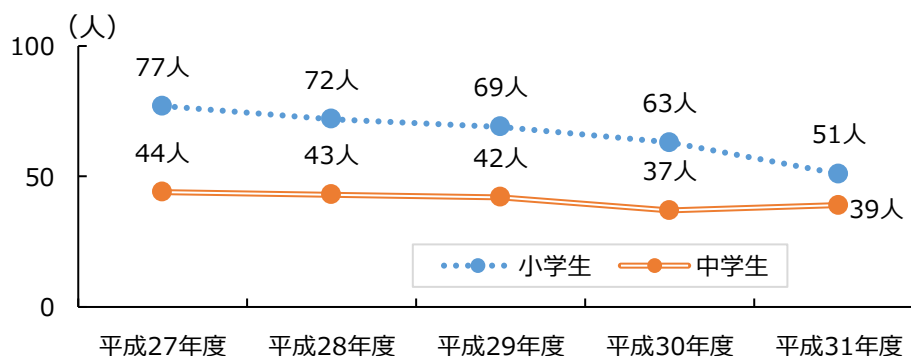
小学校		平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
小学校数(校)		1	1	1	1	1
普通学級	1年生	12人	8人	7人	8人	5人
	2年生	8人	12人	8人	7人	8人
	3年生	16人	9人	12人	8人	7人
	4年生	14人	15人	10人	11人	8人
	5年生	10人	14人	15人	10人	11人
	6年生	13人	10人	14人	15人	10人
計		73人	68人	66人	59人	49人
特別支援学級	1年生	—	—	—	—	—
	2年生	2人	—	—	—	—
	3年生	2人	2人	—	—	—
	4年生	—	2人	1人	1人	—
	5年生	—	—	2人	1人	1人
	6年生	—	—	—	2人	1人
計		4人	4人	3人	4人	2人
合計		77人	72人	69人	63人	51人

図表 18 中学校数・中学校生徒数の推移

中学校		平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中学校数(校)		1	1	1	1	1
普通学級	1年生	19人	13人	9人	13人	13人
	2年生	11人	19人	13人	10人	13人
	3年生	14人	11人	19人	13人	10人
計		44人	43人	41人	36人	36人
援特別支級	1年生	—	—	1人	—	2人
	2年生	—	—	—	1人	—
	3年生	—	—	—	—	1人
計		—	—	1人	1人	3人
合計		44人	43人	42人	37人	39人

資料：道志村 注：各年度4月1日時点

図表 19 道志小・中学校(児童数・生徒数)の推移

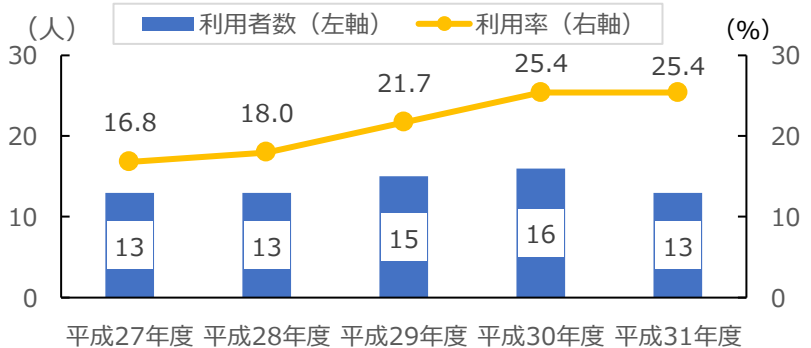




(4) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

学童保育所は村内に1か所設置しています。平成27年度から平成31年度の利用は13人から16人で推移しており、平均で14人となっています。利用率は16.8%から25.4%で推移しており、平成29、30、31年度の3年間は2割以上の利用率となっています（図表20）。

図表20 学童保育所数・学童保育所入所児童数の推移



道志村学童保育所	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
学童保育所数 (所)	1	1	1	1	1
低学年 (1~3年)	10人	6人	8人	10人	10人
高学年 (4~6年)	3人	7人	7人	6人	3人
入所児童数 (人)	13人	13人	15人	16人	13人
小学校児童数 (人)	77人	72人	69人	63人	51人
利用率 (%)	16.8	18.0	21.7	25.3	25.4

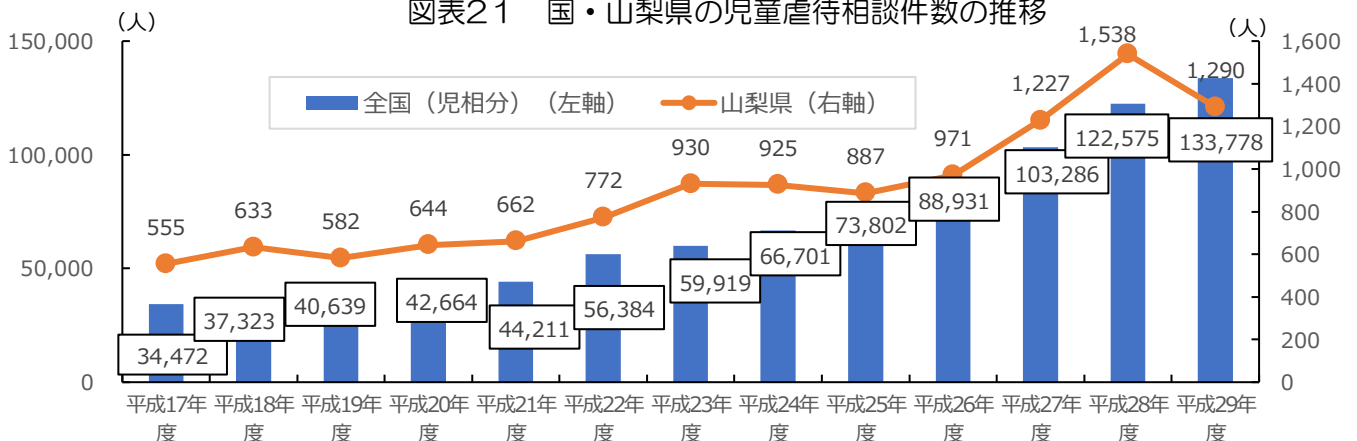
資料：道志村 注：各年度4月1日時点

(5) 児童虐待相談件数

児童虐待については、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、平成16年には、児童福祉法と共に改正が行われるなど、制度の充実が図られていますが、相談件数は、依然として増加傾向をたどっています（図表21）。また、児童虐待による死亡など、重大な児童虐待事件が後を絶たず、社会全体で早急に取り組むべき課題となっています。

道志村においては、これまで児童虐待及び相談はありません。子どもの数が少なく、地域住民に村内の子どもが周知されているために目が行き届きやすく、声をかけやすい環境であるためと考えられますが、今後も、村全体で子どもを見守りながら、引き続き注意をしていく必要があります。

図表21 国・山梨県の児童虐待相談件数の推移



資料：児童相談所での児童虐待相談対応件数、山梨県における児童虐待相談の状況

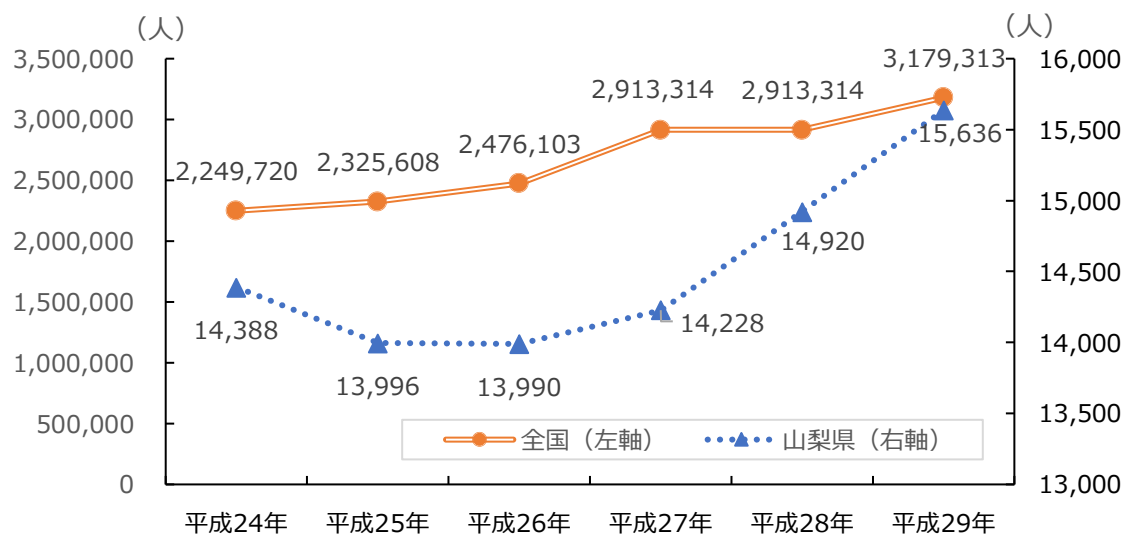


(6) 在留外国人

日本の在留外国人は、増加傾向にあります。山梨県でも平成 27 年以降増加しており、平成 29 年には 15,636 人と 1 万 5 千人を上回りました（図表 22）。

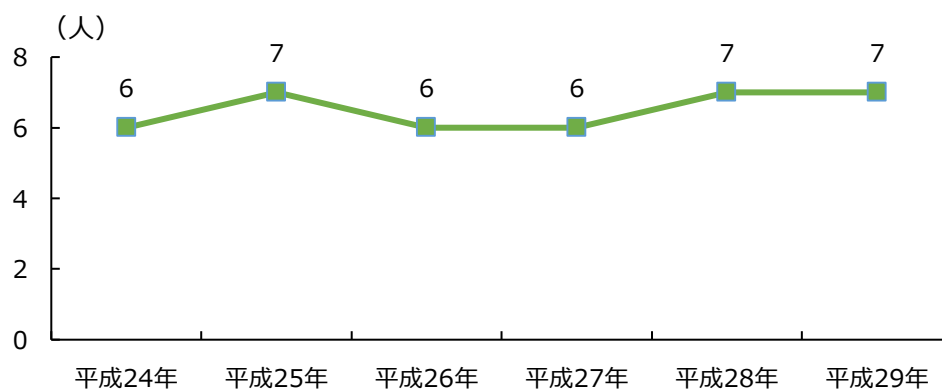
道志村の在留外国人は近年 6～7 人で推移していますが（図表 23）、昨今の国際化の進展により、外国人在住者が増えることも想定されます。

図表 22 国・山梨県の在留外国人数の推移



資料：在留外国人統計 ※各年とも12月現在

図表 23 道志村の在留外国人数の推移



資料：在留外国人統計 ※各年とも12月現在

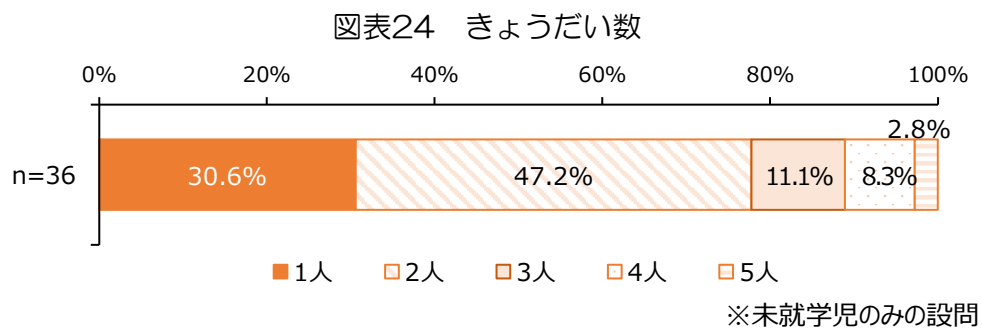
第3章 ニーズ調査結果





(1) 家族の状況

ポイント	
◇	「2人きょうだい」が最も多いものの、2番目に多いのは「1人っ子」となっています（図表 24）。
◇	平成 25 年度の調査と比べると「1人っ子」が 13.5 ポイント増加し、「3人」が 20.3 ポイント減少しています（図表 25）。
◇	祖父母等の親族に、子どもを安心してみてもらえる家庭が多くありますが、その割合は減少しています（図表 26）。



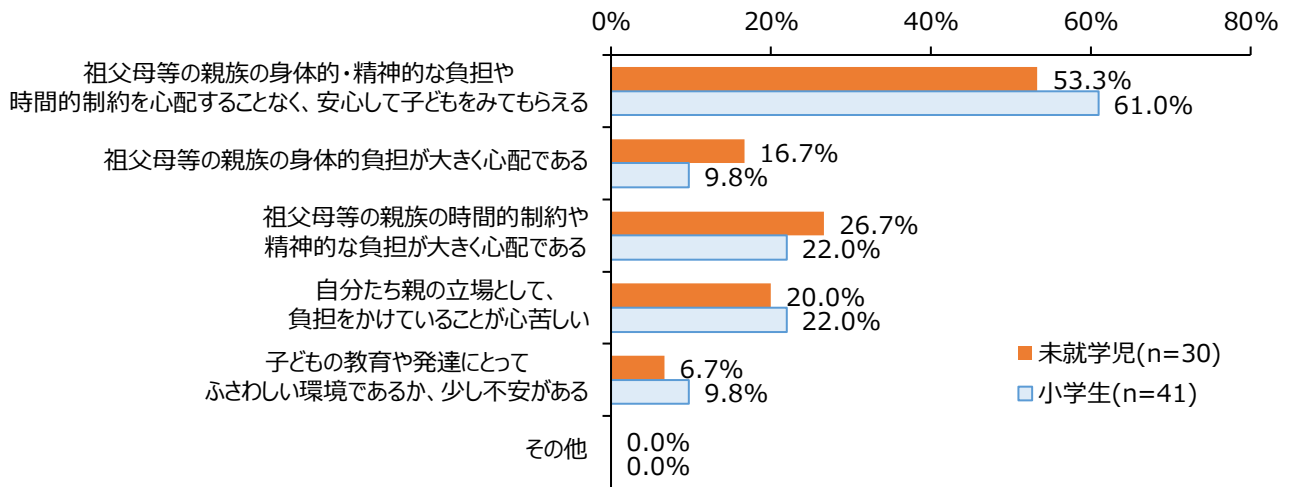
図表 25 【前回調査（平成 25 年度）との比較】きょうだい数

	H25 年度 (%)	H30 年度 (%)	増減 (%) (H30-H25)
1人	17.1	30.6	13.5
2人	42.9	47.2	4.3
3人	31.4	11.1	▲ 20.3
4人	8.6	8.3	▲ 0.3
5人	0.0	2.8	2.8
サンプル数	100.0	100.0	

※前回調査との比較はサンプル数が少ないため参考値となります。以降すべて同様。



図表26 親族に子どもをみてもらっていることに対する気持ち



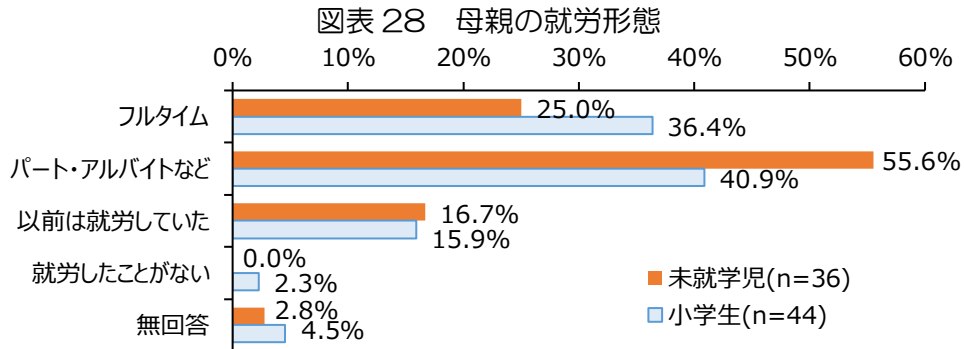
図表 27 【前回調査との比較】 親族に子どもをみてもらっていることに対する気持ち

	未就学児			小学生		
	H25年度 (%)	H30年度 (%)	増減 (%) (H30-H25)	H25年度 (%)	H30年度 (%)	増減 (%) (H30-H25)
祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる	74.3	53.3	▲ 21.0	78.2	61.0	▲ 17.2
祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である	5.7	16.7	11.0	1.8	9.8	8.0
祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である	8.6	26.7	18.1	10.9	22.0	11.1
自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい	20.0	20.0	0.0	12.7	22.0	9.3
子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある	5.7	6.7	1.0	7.3	9.8	2.5
その他	2.9	0.0	▲ 2.9	3.6	0.0	▲ 3.6
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
サンプル数	100.0	100.0		100.0	100.0	



(2) 母親の就労状況

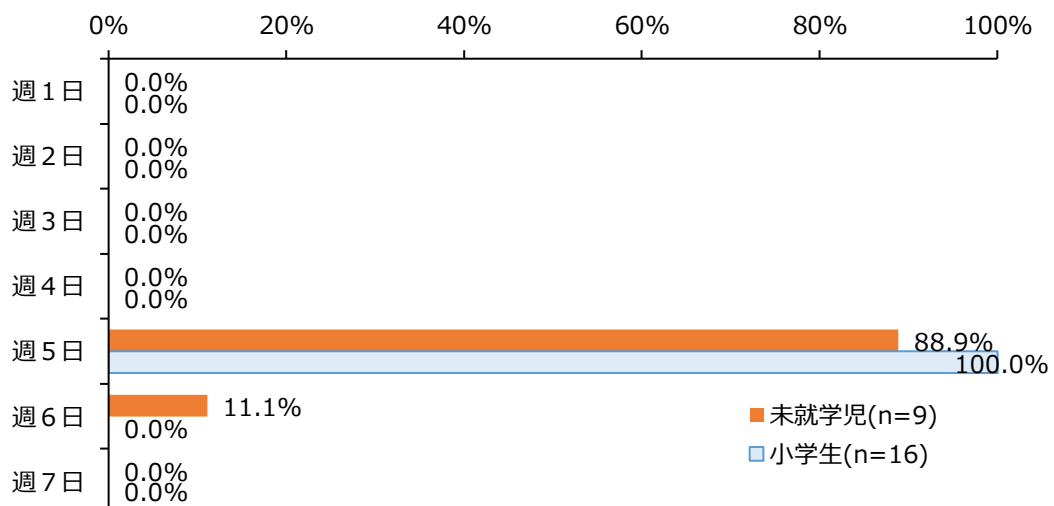
ポイント	
◇	母親が就労している家庭が増えています（図表 28、29）。
◇	フルタイムの母親は、週5日勤務、午前8時台に家を出て、午後5時台に帰宅するケースが多くなっています（図表 30、31）。
◇	パート・アルバイトなどの母親は、週3～5日勤務が多く、午前8時台に家を出て、午後4時台に帰宅するケースが多くなっています（図表 32、33）。



図表 29 【前回調査との比較】母親の就労形態

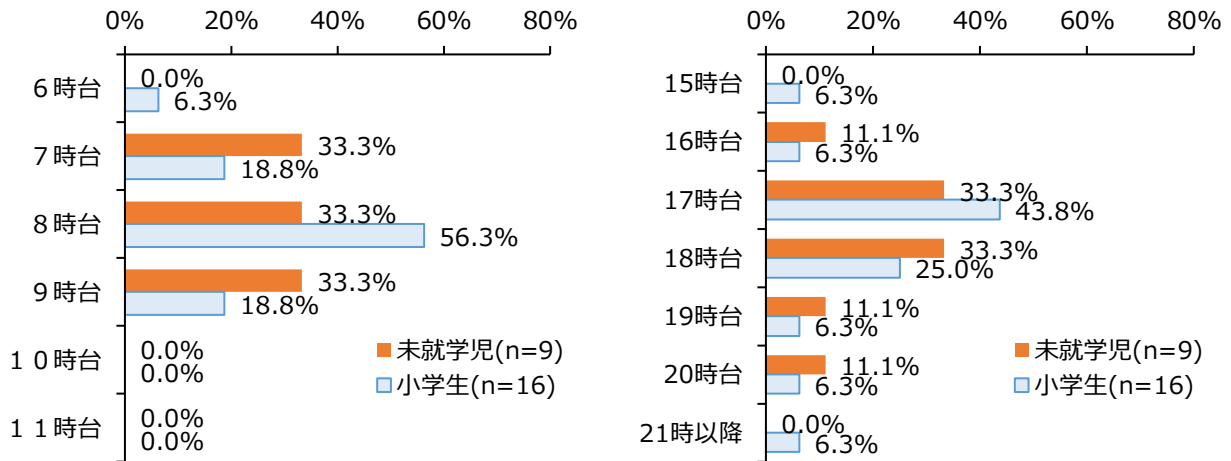
	未就学児			小学生		
	H25年度 (%)	H30年度 (%)	増減 (%) (H30-H25)	H25年度 (%)	H30年度 (%)	増減 (%) (H30-H25)
フルタイム	18.9	25.0	6.1	30.3	36.4	6.1
パート・アルバイトなど	43.2	55.6	12.4	48.5	40.9	▲ 7.6
以前は就労していた	29.7	16.7	▲ 13.0	19.7	15.9	▲ 3.8
就労したことがない	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	2.3
無回答	8.1	2.8	▲ 5.3	1.5	4.5	3.0
サンプル数	100.0	100.0		100.0	100.0	

図表 30 母親のフルタイムの方の就労日数/週

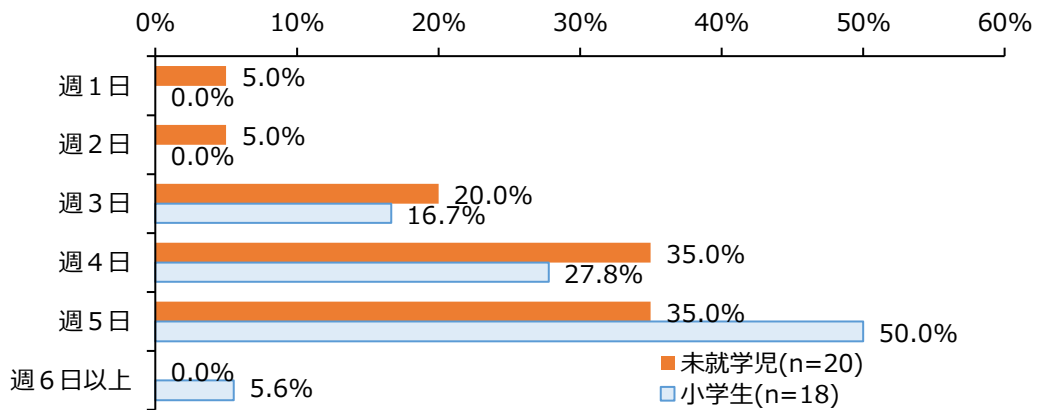




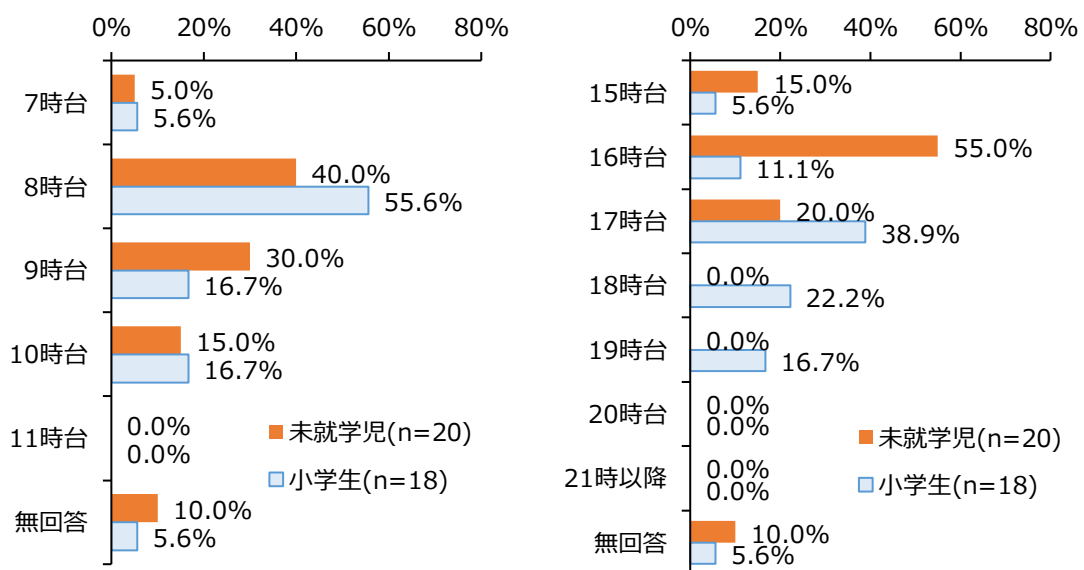
図表 31 母親のフルタイムの方の家を出る時刻（左）・帰宅時刻（右）



図表 32 母親のパート・アルバイトなどの方の就労日数/週



図表 33 母親のパート・アルバイトなどの方の家を出る時刻（左）・帰宅時刻（右）

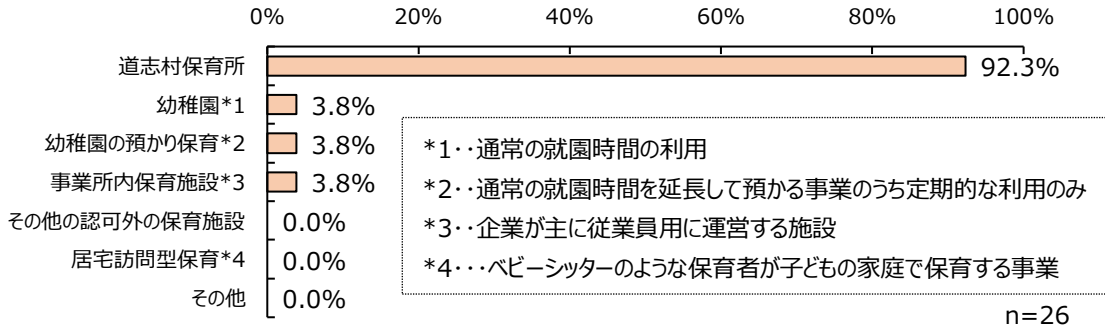




(3) 定期的な教育・保育事業の利用状況、希望 ※未就学児のみ

ポイント	
◇	道志村保育所の利用がほとんどを占めているものの、村外の幼稚園や事業所内保育施設利用者も出てきています（図表 34、35）。
◇	利用希望としては、道志村保育所が多く、またファミリー・サポート・センターを求める声も増えています（図表 36）。

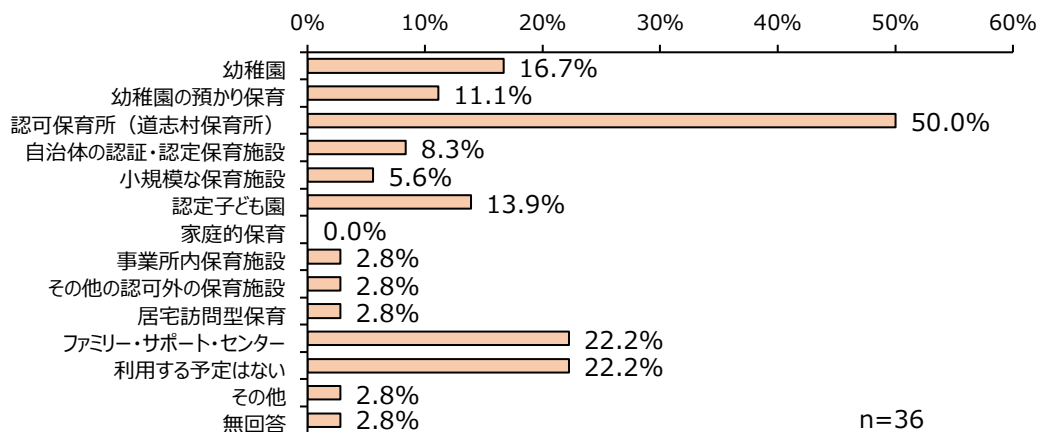
図表 34 平日に利用している定期的な教育・保育事業



図表 35 【前回調査との比較】 平日に利用している定期的な教育・保育事業

	H25年度 (人)	H30年度 (人)	H25年度 (%)	H30年度 (%)	増減 (%) (H30-H25)
道志村保育所	29	24	100.0	92.3	▲ 7.7
幼稚園（通常の利用）	0	1	0.0	3.8	3.8
幼稚園の預かり保育（通常の利用を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）	0	1	0.0	3.8	3.8
事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）	0	1	0.0	3.8	3.8
その他の認可外の保育施設	0	0	0.0	0.0	0.0
居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）	0	0	0.0	0.0	0.0
その他	0	0	0.0	0.0	0.0
サンプル数	29	26	100.0	100.0	

図表 36 平日に利用を希望する定期的な教育・保育事業





(4) 子育て支援事業の認知度・利用度・利用希望

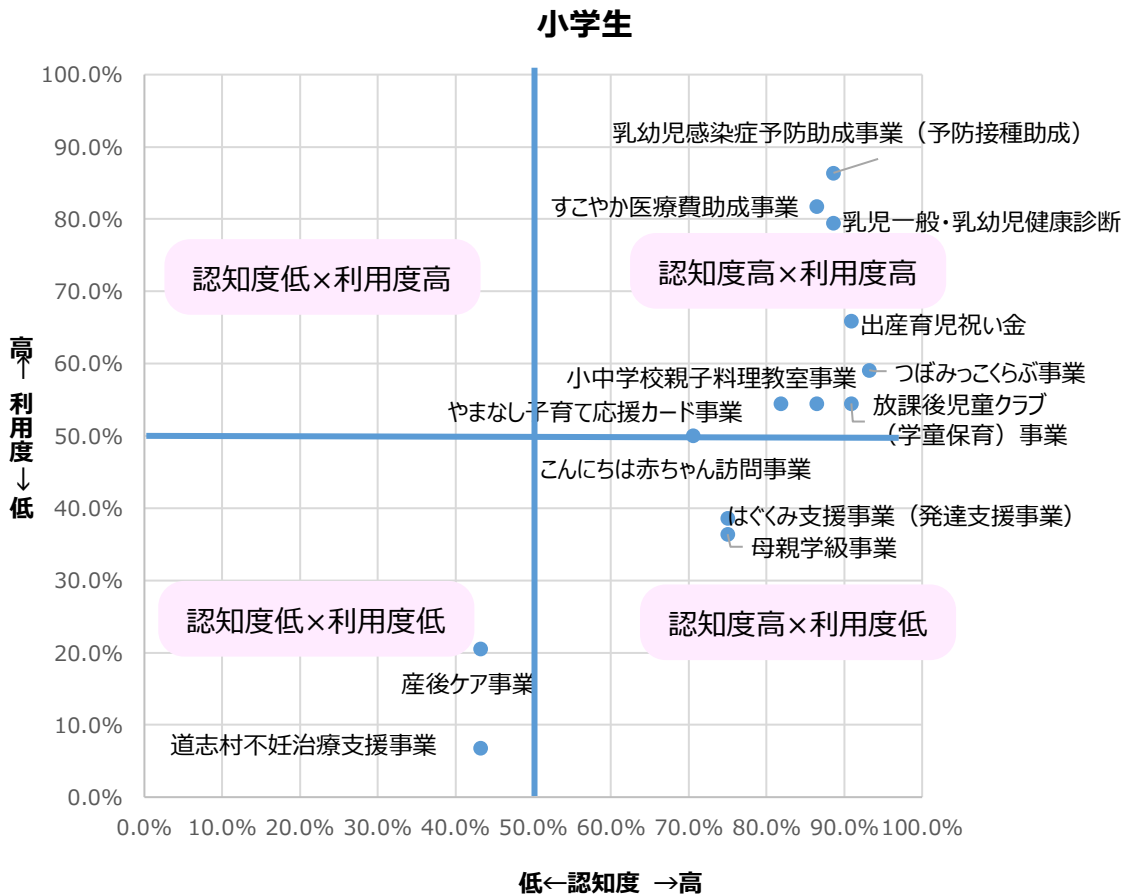
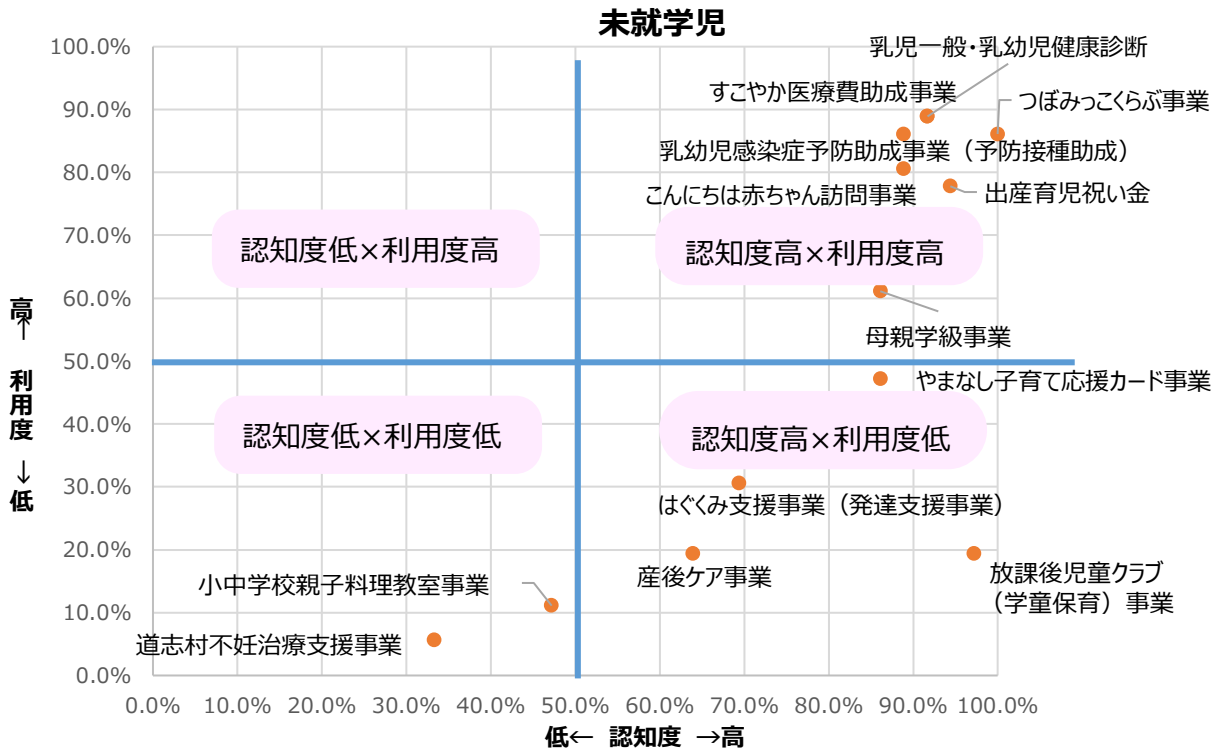
ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 子育て関連事業については、「認知度」も「利用度」も共に5割以上と高くなったのは、未就学児では、全13事業中7事業、小学生は全13事業中9事業と半数以上となっています（図表37、38）。 ◇ しかし、小学生では、「小中学校親子料理教室事業」、「やまなし子育て応援カード事業」、「放課後児童クラブ（学童保育）事業」の小学生に関わりが深い3事業において、「利用度」も「利用希望」もやや低くなっています（図表37、38）。 ◇ 未就学児では、「やまなし子育て応援カード事業」、「はぐくみ支援事業（発達支援事業）」、「産後ケア事業」の未就学児に関わりの深い3事業の「利用度」が低く、「利用希望」においても「やまなし子育て応援カード事業」を除いて、やや低くなっています（図表37、38）。

図表 37 認知度・利用度・利用希望

	未就学児 (%)			小学生 (%)		
	認知度	利用度	利用希望	認知度	利用度	利用希望
道志村不妊治療支援事業	33.3	5.6	8.3	43.2	6.8	2.3
こんにちは赤ちゃん訪問事業	88.9	80.6	50.0	70.5	50.0	29.5
出産育児祝い金	94.4	77.8	61.1	90.9	65.9	40.9
すこやか医療費助成事業	91.7	88.9	72.2	86.4	81.8	70.5
乳児一般・乳幼児健康診断	91.7	88.9	72.2	88.6	79.5	47.7
乳幼児感染症予防助成事業（予防接種助成）	88.9	86.1	66.7	88.6	86.4	59.1
産後ケア事業	63.9	19.4	36.1	43.2	20.5	20.5
母親学級事業	86.1	61.1	50.0	75.0	36.4	31.8
つぼみっこくらぶ事業	100.0	86.1	55.6	93.2	59.1	40.9
はぐくみ支援事業（発達支援事業）	69.4	30.6	47.2	75.0	38.6	31.8
やまなし子育て応援カード事業	86.1	47.2	69.4	81.8	54.5	52.3
放課後児童クラブ（学童保育）事業	97.2	19.4	66.7	90.9	54.5	27.3
小中学校親子料理教室事業	47.2	11.1	66.7	86.4	54.5	54.5



図表 38 子育て支援事業の認知度×利用度

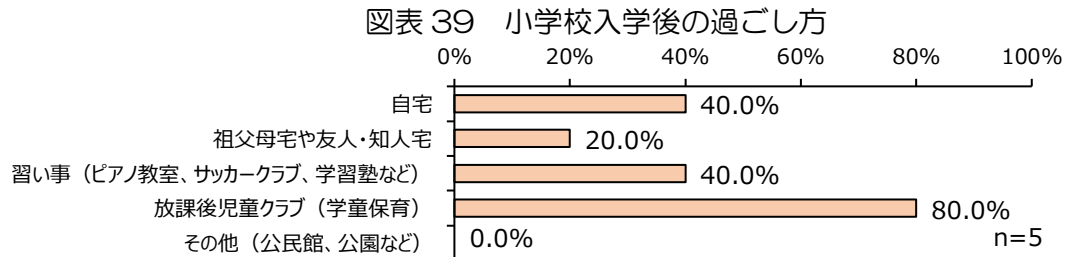




(5) 小学校入学後の過ごし方 ※未就学児のみ

ポイント

◇ 放課後児童クラブの利用希望が多くなっています（図表 39）。

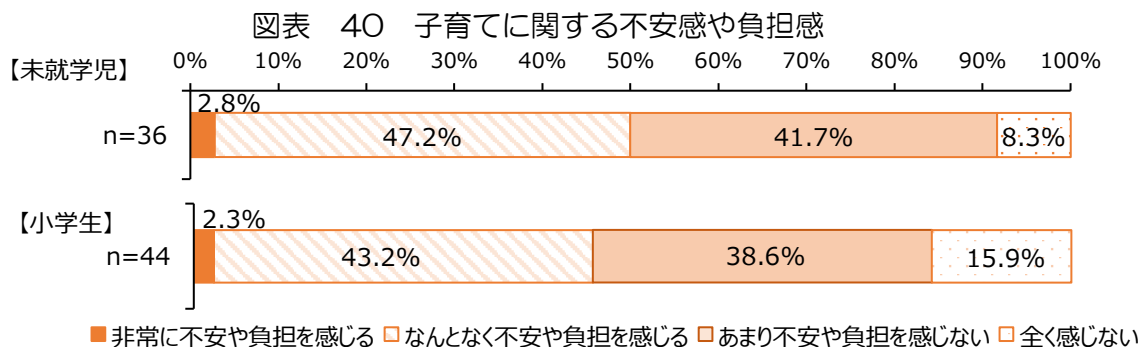


(6) 日常生活で感じていることや子育てに関すること

ポイント

◇ 子育てに関する不安感や負担感を感じている人は全体の約半数となっています（図表 40）。

◇ 不安感や負担感の具体的な内容は、未就学児においてはしつけ・教育、発達、養育・教育費、保護者の環境、行政支援に関するものが上位になっています。また、小学生は、しつけ・教育、発達、養育・教育費に関するものが上位になっています（図表 41）。



図表 41 不安感や負担感の具体的な内容

順位	未就学児	小学生
1位	仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと<保護者の環境> ●子どもを叱りすぎているような気がする<しつけ・教育>	子どもの教育に関する<しつけ・教育>
2位	●病気や発育・発達に関する<発達> 地域の子育て支援サービスが少ないこと<行政支援> ●子育てで出費がかさむこと<養育・教育費>	●病気や発育・発達に関する<発達> ●子育てで出費がかさむこと<養育・教育費>
3位	食事や栄養に関する<発達> 配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと<保護者の環境>	●子どもを叱りすぎているような気がする<しつけ・教育>

※●は3位までにおいて未就学児、小学生で共通している項目



(7) 道志村の子育て及び若者定住に関する施策について

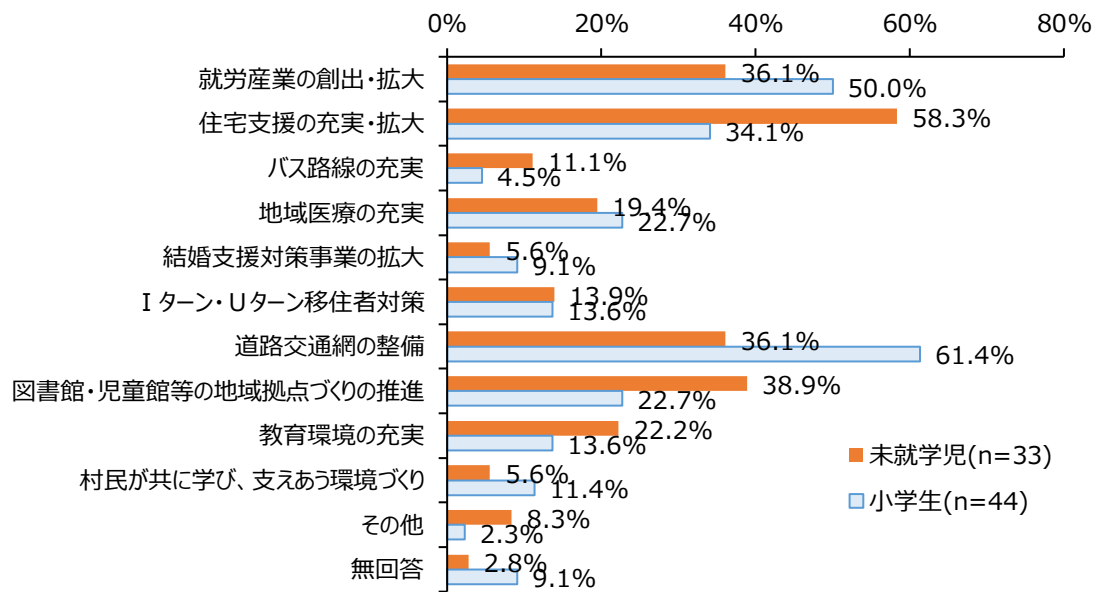
ポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 子育て世代や若者の定住推進に重要な施策の上位は、「住宅支援の充実・拡大」、「道路交通網の整備」、「就労産業の創出・拡大」、「図書館・児童館等の地域拠点づくりの推進」となっています（図表 42（1）（2））。 ◇ 平成 25 年度に実施したニーズ調査と比べても、「住宅支援」、「道路交通網の整備」を求める声は高まっています（図表 43）。 ◇ 子育てのしやすさについては、未就学児、小学生共におおむね「子育てしやすい」としています（図表 44）。 	
＜子育てしやすい理由＞ （図表 45）	＜子育てしやすいと思わない理由＞ （図表 47）
（未就学児） <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「少人数での教育・保育事業を受けられるから」 ◇ 「地域の助け合いによる子育て環境があるから」 （小学生） <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「少人数での教育・保育事業を受けられるから」 ◇ 「子育て支援サービスが充実しているから」 	（未就学児） <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「子育て支援サービスが充実していないから」 ◇ 「同じ歳くらいのお友だちが少ないから」 （小学生） <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「同じ歳くらいのお友だちが少ないから」 ◇ 「教育・保育事業が充実していないから」 ◇ 「子育て支援サービスが充実していないから」
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 平成 25 年度に実施したニーズ調査と比べると、「子育てしやすい理由」では、未就学児において、「地域の助け合いによる子育て環境があるから」の大きな減少がみられません（図表 46）。「子育てしやすいと思わない理由」では、未就学児において「子育て支援サービスが充実していないから」、「同じ歳くらいのお友だちが少ないから」の増加、小学生では「教育・保育事業が充実していないから」の大きな減少がみられます（図表 48）。 	
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 子育て支援の充実に関する期待について意見は、未就学児では出かけやすく楽しめる場所、小学生では地域医療の充実が最も多くなっています（図表 50（1）、（2））。 	

図表 42（1） 子育て世代や若者の定住推進に重要な施策

順位	未就学児	小学生
1 位	住宅支援の充実・拡大	道路交通網の整備
2 位	図書館・児童館等の地域拠点づくりの推進	就労産業の創出・拡大
3 位	就労産業の創出・拡大 道路交通網の整備	住宅支援の充実・拡大



図表 42 (2) 子育て世代や若者の定住推進に重要な施策

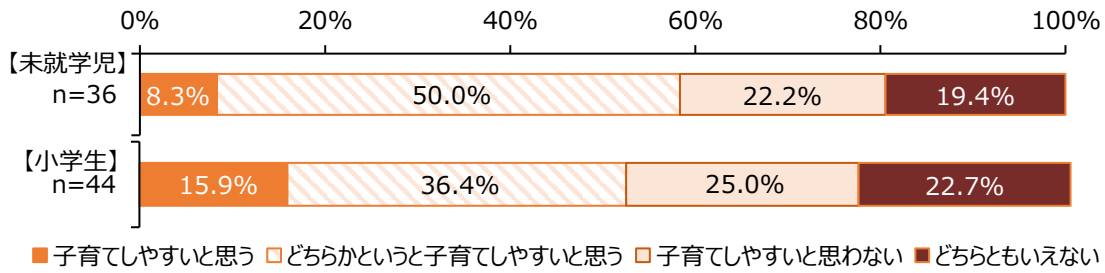


図表 43 【前回調査との比較】子育て世代や若者の定住推進に重要な施策

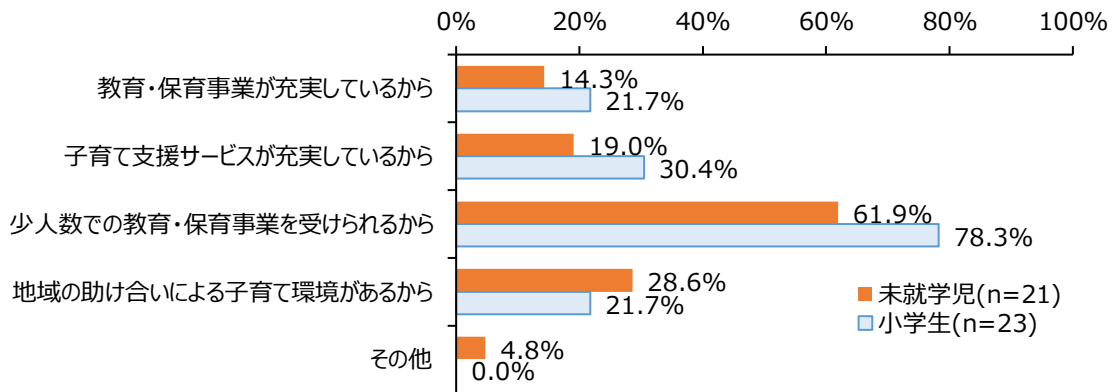
	未就学児			小学生		
	H25年度 (%)	H30年度 (%)	増減 (H30-H25)	H25年度 (%)	H30年度 (%)	増減 (H30-H25)
就労産業の創出・拡大	56.8	36.1	▲ 20.7	50.0	50.0	0.0
住宅支援の充実・拡大	24.3	58.3	34.0	24.2	34.1	9.9
バス路線の充実	5.4	11.1	5.7	19.7	4.5	▲ 15.2
地域医療の充実	24.3	19.4	▲ 4.9	24.2	22.7	▲ 1.5
結婚支援対策事業の拡大	10.8	5.6	▲ 5.2	12.1	9.1	▲ 3.0
Iターン・Uターン移住者対策	13.5	13.9	0.4	15.2	13.6	▲ 1.6
道路交通網の整備	32.4	36.1	3.7	43.9	61.4	17.5
図書館・児童館等の地域拠点づくりの推進	27.0	38.9	11.9	16.7	22.7	6.0
教育環境の充実	8.1	22.2	14.1	18.2	13.6	▲ 4.6
村民がともに学び、支えあう環境づくり	0.0	5.6	5.6	7.6	11.4	3.8
その他	2.7	8.3	5.6	1.5	2.3	0.8
無回答	13.5	2.8	▲ 10.7	10.6	9.1	▲ 1.5
サンプル数	100.0	100.0		100.0	100.0	



図表 44 子育てしやすいと思うか



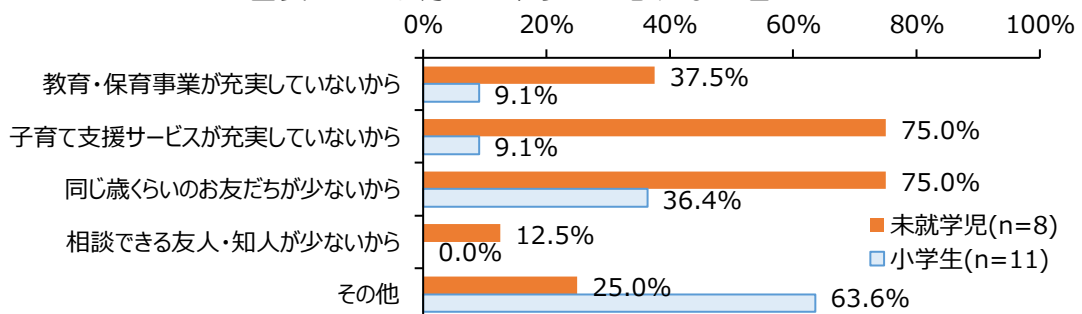
図表 45 子育てしやすい理由



図表 46 【前回調査との比較】子育てしやすい理由

	未就学児			小学生		
	H25年度 (%)	H30年度 (%)	増減 (H30-H25)	H25年度 (%)	H30年度 (%)	増減 (H30-H25)
教育・保育事業が充実しているから	23.1	14.3	▲ 8.8	13.3	21.7	8.4
子育て支援サービスが充実しているから	30.8	19.0	▲ 11.8	30.0	30.4	0.4
少人数での教育・保育事業を受けられるから	76.9	61.9	▲ 15.0	76.7	78.3	1.6
地域の助け合いによる子育て環境があるから	61.5	28.6	▲ 32.9	26.7	21.7	▲ 5.0
その他	7.7	4.8	▲ 2.9	6.7	0.0	▲ 6.7
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サンプル数	100.0	100.0		100.0	100.0	

図表 47 子育てしやすいと思わない理由



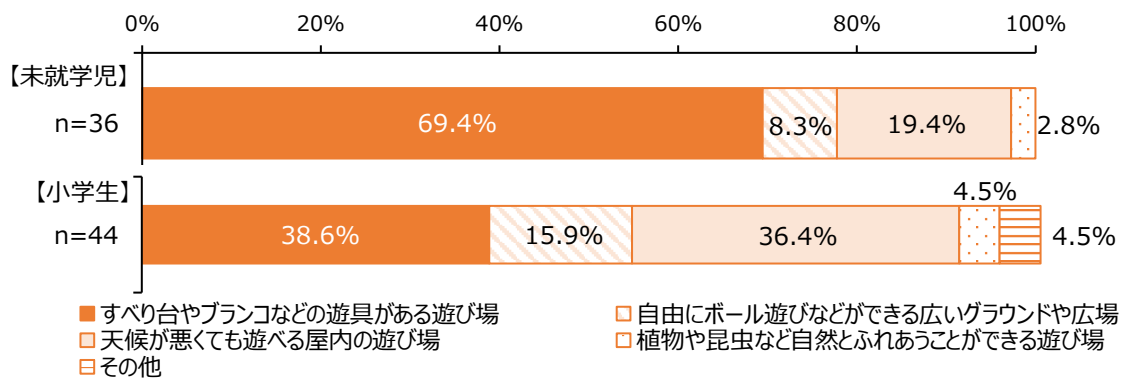


その他内容	
未就学児	小学生
公園など子供を安心して遊ばせられる所がない。	公園や図書館、安全に遊ばせる場所がない。
遊ぶ場所（公園）が全くない。	外で体を動かし遊ばせたいが、公園や広場がない。
	放課後友達と遊ぶ場所がない。
	児童館や図書館、公園など地域の保護者や児童が自由に集える場所がない。
	公園など小さい子どもが安心して遊べる場所があるといいです。
	便利じゃないから。ちゃんとした病院もないし。
	公園など子供が遊べる所がないこと。祖父母が同居あるいは近くにいることが前提になっていること（そうでないで困ることが多い）。

図表 48 【前回調査との比較】子育てしやすいと思わない理由

	未就学児			小学生		
	H25年度 (%)	H30年度 (%)	増減 (H30-H25)	H25年度 (%)	H30年度 (%)	増減 (H30-H25)
教育・保育事業が充実していないから	16.7	37.5	20.8	35.3	9.1	▲ 26.2
子育て支援サービスが充実していないから	16.7	75.0	58.3	5.9	9.1	3.2
同じ歳くらいのお友だちが少ないから	50.0	75.0	25.0	52.9	36.4	▲ 16.5
相談できる友人・知人が少ないから	8.3	12.5	4.2	0.0	0.0	0.0
その他	50.0	25.0	▲ 25.0	47.1	63.6	16.5
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サンプル数	100.0	100.0		100.0	100.0	

図表 49 利用したいと思う遊び場

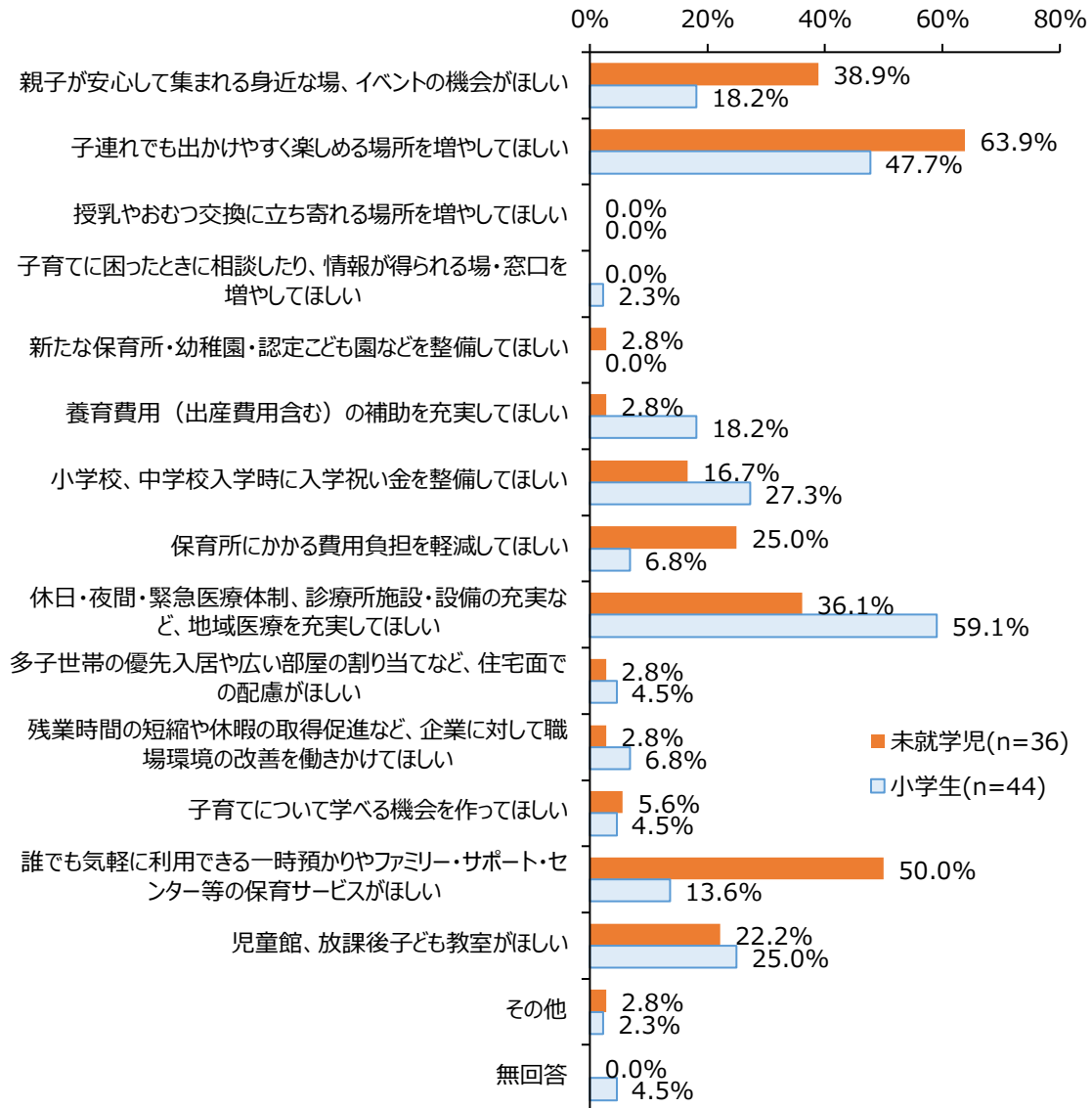


図表 50 (1) 道志村に対する子育て支援の充実に関する期待

順位	未就学児	小学生
1位	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	休日・夜間・緊急医療体制、診療所施設・設備の充実など地域医療を充実してほしい
2位	誰でも気軽に利用できる一時預かりやファミリー・サポート・センター等の保育サービスが欲しい	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい
3位	親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい	小学校、中学校入学時に入学祝い金を整備してほしい



図表 50 (2) 道志村に対する子育て支援の充実に関する期待



(8) 自由意見

ポイント

- ◇ 未就学児も小学生も、施設や遊び場等に関する要望が多くなっています（図表 51、52）。
- ◇ 未就学児は、時間外や休日保育や気軽な相談の場等の意見も挙げられています（図表 51）。
- ◇ 小学生は、祝い金等金銭面に關わる意見も多くなっています（図表 52）。



図表 51 未就学児自由意見一覧

感謝&その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが 6 歳の今、今までの支援に感謝している。つぼみっこがなければ、同年代の子やお母さん方と会う機会もなかったし、フラサークルでの託児がなければ、集中して学ぶこともできなかった。残念なのは、3~4年前から話にあって実現されていない公園のこと。子どもの成長につれ、望むこと求めることも変わってくると思うので、またこういう意見を言える機会をお願いしたい。(5 歳/善之木地区) ● 保育所等では少人数なので、きめ細かい指導をしてもらうことができるので安心ですが、反面、時間外保育等をお願いしづらいので、フルタイムで働いたり、サービス業に就くのが難しいと感じます。みなさん、工夫して仕事されていると思いますが、もう少し時間外、休日の保育をお願いできたらと思います。(5 歳/長幡西地区)
気軽な相談の場	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育ての相談など気軽にいつでもできたらいいです。(2 歳/川原畑地区)
介護と子育て両立のサポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢になる親の面倒をみながら、子育てをするという方が増えてくると思いますが。子どもの環境も大事なのですが、病気等を抱えた親が村外の病院に通院する際のサポート等があると負担も軽くなります。(3 歳/神地地区)
施設・遊び場等	<ul style="list-style-type: none"> ● グリーンロッジやスポーツ広場でよく子どもを遊ばせています。広場のあることを知らない人も多いかと思います。少し手を加えればいい遊び場になる所もたくさんあると思います。もったいないです。(3 歳/神地地区) ● 親子、子どもたちが安心して遊べるような公園を作ってほしいです。(1 歳/神地地区) ● 子どもを遊ばせることができる場所が少ない。学童保育の施設をもっと開放しても良いと思う。(1 歳/地区不明) ● 村の豊かな自然を活かしてプレーパークやツリーハウス、アスレチックなど、村内の人だけでなく村外からもわざわざ来たいと思える所ができるといいと思います。(5 歳/久保地区) ● 子どもが遊ぶ場所（公園）がないのはあり得ないと思う。不便。(2 歳/善之木地区) ● 子どもを遊ばせることができる場所が無さすぎる。支援センターや図書館など作って欲しい。つぼみっこも週 1 くらいでしてもらえたら嬉しかったかも。(4 歳/神地地区) ● 道志村の自然や文化などを活かした教育にもっとフォーカスをあてて、独自のものをプログラム化してほしい。保育所が 1 つしかないなので、もう 1 つくらい幼稚園など作ってほしい。待機児童がでるようなら、子育て支援センターや親子が気軽に遊んで利用できる施設を道志村の中にも作ってほしい。(2 歳/長幡西地区)



図表 52 小学生自由意見一覧

祝金等について	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもを多く産み、医療費助成や児童手当は本当に助かっています。ただ、今からの進学(中学、高校など)にかかる費用(交通費も含む)について、とても心配です。親二人で稼げる限度もあるので、税金の無駄遣いは絶対やめてもらい、納税の額を少しでも減らしてほしい。働いても納税にお金がまわってしまうので。(1年生/長幡西地区) ● 出産育児祝い金をもらったのに、すぐに村外へ出てしまう人が多いと聞きました。それなら、小学校、中学校、高校の入学祝い金を多く出してもらおう方がいいと思うし、何人かは同じ意見の人がいたので、もう一度見直しが必要だと思う。(2年生/善之木地区) ● 限られた子どもの数なので、単なる祝金等の支給ではなく、直接的な声を聴ける方法で子育て施策について調査して頂き、有効な活用を期待します。子どもを産んだ親である以上、学習費、教育費、入学準備金等は各世帯で対応すべきだと思う(もらえれば助かりますが)。反面、医療費支給などは本当にありがたいと思います。(4年生/長幡東地区)
感謝	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校などでは、人数が少ないこともあるため、先生達が熱心に子供を見てくれ、いつもありがたく思っています。とても感謝しています。こういうアンケートがあると、とてもありがたいです。ありがとうございます。良い村に！！(1年生/久保地区)
インフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 高校の迎えのバスの時間を考えてほしいと思います。親子で話したところ、迎えの時間があわないとのことなので、よろしく願いいたします。(6年生/善之木地区) ● 歩道をつなげてほしい。安心して遊びに行かせてあげられるきっかけになると思う。(2年生/善之木地区)
施設・遊び場等	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳児から小学生まで気楽に利用できる公共施設が欲しい。休日も道志村の中では安全に楽しませる公園もありません。ぜひ遊び場を作ってもらいたいです。(2年生/神地区) ● 親と住んでいたり、祖父母が近くにいても(いない家庭もあると思います)頼れないことも多いので、留守にする時、頼れる施設があればと思います(市や町にもあるように、有料でもいいと思います)。仕事をしていて休みを取って自分の病院にも行けない時もあります(平日の夕方や土曜日の午前だけでも)。(4年生/長幡東地区) ● 自然はたくさんあるのに、子どもたちを安心して遊ばせることのできる所が少ないです。道志の森を活かしたツリーハウスやアスレチックなど、村外の人でも利用したくなるような所ができれば嬉しいです。(5年生/久保地区)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 人数が減っても、他の地域と同じように出来るようにしてほしい。(人数が少ないから、合同〇〇などではなく)。(2年生/長幡東地区)

第4章 第1期子ども・子育て支援事業計画の 実施状況





1. 重点施策

重点施策①「公立小・中学校施設の整備」

実施状況

平成 26 年 3 月、中学校敷地に新校舎の建設を決定。計画どおり完成し、中学校は平成 27 年 12 月から、小学校は平成 29 年度から県内初の小・中学校一体型校舎として利用しています。

構造は鉄筋コンクリート 2 階建て、内装は道志村内にある横浜市水源林から提供を受けた、道志産の木材を使用しています。

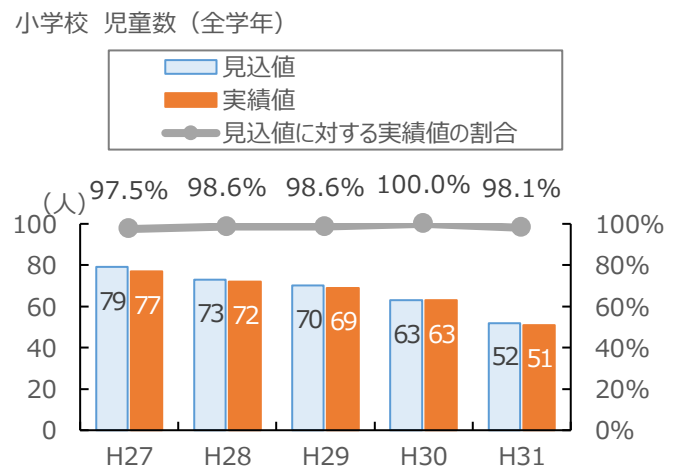
児童数、生徒数については、小学校、中学校共にほぼ見込値どおりに推移し、教室の定員を超えることなく、利用が可能となっています（図表 53）。

共用スペースでの児童・生徒の交流や、合同給食会の実施により、中学生活に対応できない「中 1 ギャップ」防止の取組も実施しています。

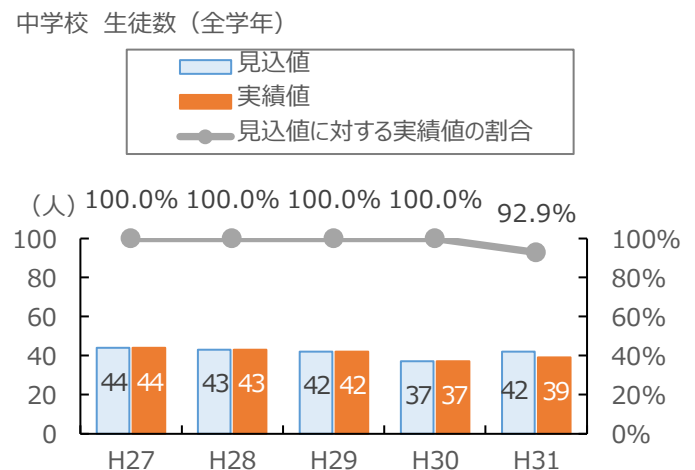
また、中学校の授業を小学校の教員が見学する研修会を実施するなど、小中連携教育の強化を図っています。

図表 53 小・中学生児童数の見込値と実績値等

	全学年			
	見込値	実績値	見込値に対する実績値の割合	実績値 - 見込値
H27	79	77	97.5	▲ 2
H28	73	72	98.6	▲ 1
H29	70	69	98.6	▲ 1
H30	63	63	100.0	0
H31	52	51	98.1	▲ 1



	全学年			
	見込値	実績値	見込値に対する実績値の割合	実績値 - 見込値
H27	44	44	100.0	0
H28	43	43	100.0	0
H29	42	42	100.0	0
H30	37	37	100.0	0
H31	42	39	92.9	▲ 3





重点施策②「子育て支援施設の整備」

実施状況

地域子育て支援拠点事業 ▶ 実施状況（H27～H31）

平成 25 年 12 月に実施したニーズ調査の設問の中で、子育てに対する不安感・負担感の内容について、「病気や発育・発達に関すること」が 33.3%となったことを受け、村では、いつでも子育てに関する悩みが相談でき、子育てに関する情報提供ができる場所である子育て支援の整備について検討し、学童保育施設「どうしっこ」で、月に2回「つぼみっこくらぶ」を開催することで子育て支援拠点としての機能を持たせることとしました。

「つぼみっこくらぶ」では、相談、情報提供事業のほか、保護者や乳幼児の交流の場としての事業も開催しており、こうしたことから、見込値に対し実績値が上回り、事業については一定の効果が出ていると考えられます（図表 54）。

公園の整備事業 ▶ 実施状況（H27～H31）

平成 25 年 12 月に実施したニーズ調査の設問の中で、道志村に期待する子育て支援の充実について、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」といった意見が6割以上を占め、またすべり台やブランコなど遊具がたくさんある遊び場を求める声も多かったことから、子どもたちが集うことのできる公園の整備を検討したが、整備場所の選定、財政、維持管理体制などの検討に時間を要し、整備には至りませんでした（図表 54）。

事業継続の有無について

地域子育て支援拠点事業 ▶ 充実を図ります。今回実施したニーズ調査の設問の中で、子育て世代や若者の定住促進に関する重要な施策として「図書館・児童館等の地域拠点づくりの推進」の回答が第2位（未就学児調査）となっており、小さい子どもがいる家庭でのニーズはまだ高いと考えられます。交流・相談・情報提供の場としての地域の子育て支援拠点機能を推進していく必要があることから、事業は継続とし、内容の充実を図っていきます。

公園の整備事業 ▶ 継続します。今後、公園の整備場所、内容、予算、維持管理体制等について検討し、整備について検討を進めていきます。

図表 54 地域子育て支援拠点事業
及び公園整備事業の見込値と実績値等

	利用者数（人/回）				整備時期（か所）			
	見込値	実績値	見込値に対する実績値の割合	実績値－見込値	見込値	実績値	見込値に対する実績値の割合	実績値－見込値
H27	0	18	-	18	0	0	-	0
H28	0	19	-	19	0	0	-	0
H29	10	23	230.0	13	0	0	-	0
H30	10	17	170.0	7	1	0	0.0	▲ 1
H31	15	10	66.7	▲ 5	1	0	0.0	▲ 1

※H31 の利用者数は見込値



重点施策③「放課後児童健全育成事業の充実」

実施状況

放課後児童健全育成事業（学童保育所）▶実施状況（H27～H31）

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後の遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。道志村では一定のニーズがあるので、事業を実施したところ、低学年は見込値に対し実績値が下回り、高学年は見込値に対し実績値が上回ったため、全体としては、見込値に対して実績値が下回ることが多い結果となりました（図表 55）。

施設整備 ▶実施状況（H27～H31）

計画どおりに進み、整備が完了しました。

指導員の資格者数 ▶実施状況（H27～H31）

5年間で見込値に対して実績値が上回ることが多く、十分な人数が確保できています（図表 55）。

事業継続の有無について

放課後児童健全育成事業：継続します。母親の就労割合が増えていること等を踏まえ、また今回実施したニーズ調査結果でも一定のニーズがあることから、事業は継続とします。

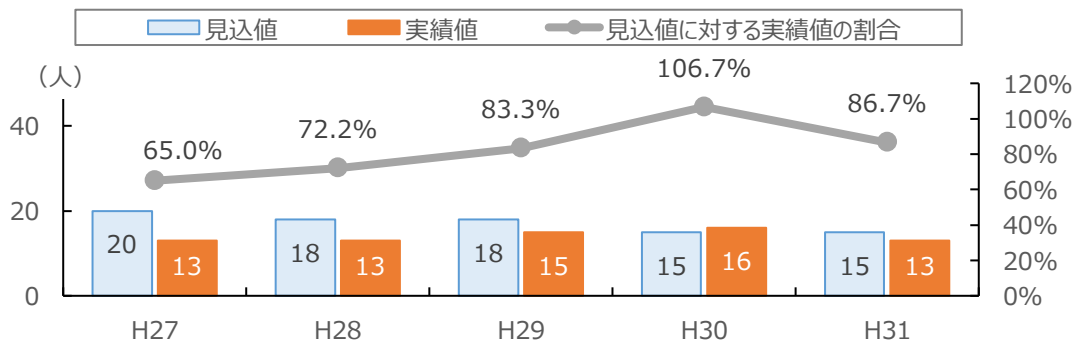
施設整備 ▶ 終了します。整備が完了したことから終了とします。

指導員の資格者数 ▶ 継続します。今後、母親の就労割合の増加、放課後児童クラブ利用者の増加等の可能性も見込まれることから、必要に応じて確保していきます。

図表 55 放課後児童健全育成事業（学童保育所）の利用者数と指導員資格者数の見込値と実績値等

	利用者数（人）				指導員資格者数（人）			
	見込値	実績値	見込値に対する実績値の割合	実績値－見込値	見込値	実績値	見込値に対する実績値の割合	実績値－見込値
H27	20	13	65.0	▲ 7	0	1	-	1
H28	18	13	72.2	▲ 5	2	2	100.0	0
H29	18	15	83.3	▲ 3	2	3	150.0	1
H30	15	16	106.7	1	2	3	150.0	1
H31	15	13	86.7	▲ 2	4	2	50.0	▲ 2

放課後児童健全育成事業（学童保育所）の利用者数（全学年）





重点施策④「食育の推進」

実施状況

肥満児数 ▶ 実施状況 (H25~H31)

村内の小中学校では、ライフスタイルの変化によって、肥満児が山梨県平均より多い傾向にあります。こうした課題に対して、食育の必要性は非常に高くなっています。

こうした背景を踏まえ、学校給食を通じた地産地消の推進などに努めるとともに、親子料理教室を開催するなど、食生活改善推進委員と連携する中で、子どもたちの「食と健康に関する知識」の普及・促進を図りました。

肥満児童数については、高度、中度、軽度ともに見込値に対し、実績値が上回ることが多く、また標準体重児については、見込値に対し実績値が下回る結果となり、大きな改善はみられませんでした（図表 56）。

親子料理教室 ▶ 実施状況 (H25~H31)

教室開催数については、予定より多く開催する年もあるなど、積極的に実施しましたが、参加者数が見込値を下回ることが多い結果となりました。

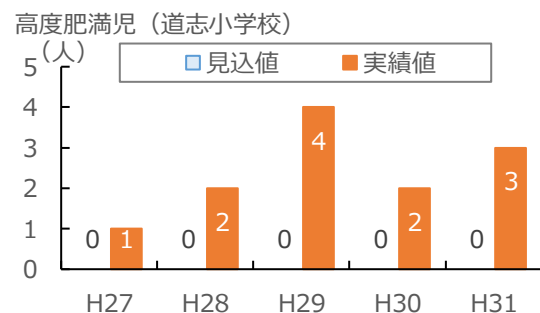
事業継続の有無について

肥満児数の把握 ▶ 継続します。道志村の小学生児童の肥満割合が高くなっていることから、児童の肥満度等を把握、注意喚起を行うとともに、肥満による体調への影響についても周知し、児童、保護者へ生活習慣の改善、体質改善を啓発します。

親子料理教室の開催 ▶ 継続します。食育を通じた地産地消、ふるさと教育の視点も重要であることから、事業を継続します。

図表 56 高・中等・軽度肥満児の見込値と実績値等

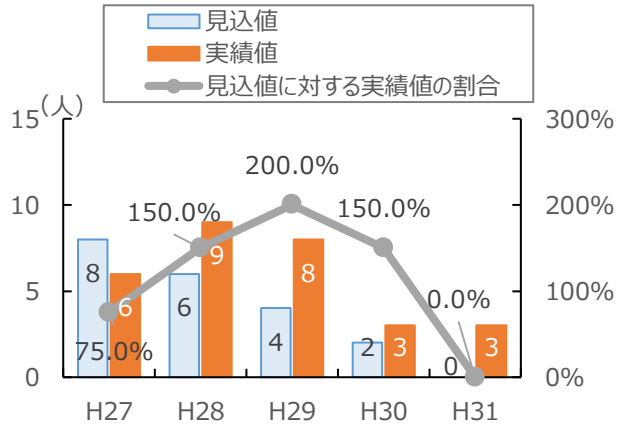
	高度肥満児 (人)			
	見込値	実績値	見込値に対する実績値の割合	実績値 - 見込値
H27	0	1	-	1
H28	0	2	-	2
H29	0	4	-	4
H30	0	2	-	2
H31	0	3	-	3





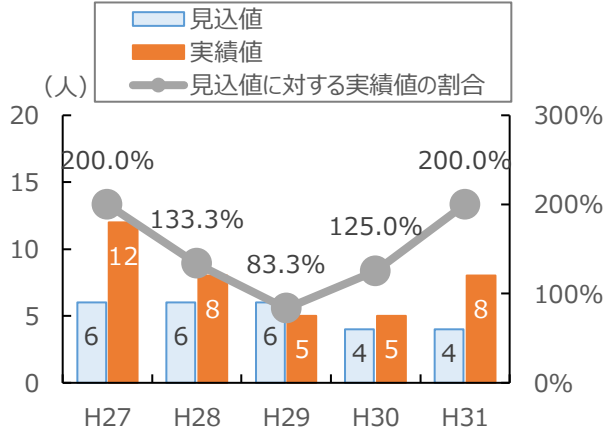
中等度肥満児（人）				
	見込値	実績値	見込値に対する実績値の割合	実績値 - 見込値
H27	8	6	75.0	▲ 2
H28	6	9	150.0	3
H29	4	8	200.0	4
H30	2	3	150.0	1
H31	0	3	-	3

中等度肥満児（道志小学校）



軽度肥満児（人）				
	見込値	実績値	見込値に対する実績値の割合	実績値 - 見込値
H27	6	12	200.0	6
H28	6	8	133.3	2
H29	6	5	83.3	▲ 1
H30	4	5	125.0	1
H31	4	8	200.0	4

軽度肥満児（道志小学校）





重点施策⑤「児童虐待の防止と地域ネットワークづくり」

実施状況

全国的には児童虐待相談件数が増加し、児童が死亡するケース等の困難事例もあり、地域全体で児童虐待を防止する体制づくりが求められていることなどを踏まえ、児童虐待の早期発見と早期対応を目的として、要保護児童対策地域協議会を開催し、児童虐待に関する情報交換と関係機関の連携を図ることで児童虐待への対応環境を整備しました。また、ポスター掲示、リーフレット配布等を行い児童虐待防止の啓発に努めました。

道志村要保護児童地域協議会の開催数、啓発活動（ポスター掲示回数、リーフレット配布回数）共に、ほぼ計画どおりとなっています（図表 57）。

事業継続の有無について

継続します。児童虐待については、平成 29 年度中に全国 210 箇所の児童相談所が対応した児童虐待相談が過去最多となるなど、全国的にみて増加し続けており、児童が死亡するケースも見受けられます。道志村は、大都市に比べ大人の目が届きやすい環境ではありますが、万が一に備えた体制整備、予防啓発は必要であることから継続とします。

図表 57 保護児童対策地域協議会の開催及び
ポスター掲示・リーフレット配布回数の見込値と実績値等

道志村要保護児童対策地域協議会の開催

	開催回数（回）			
	見込値	実績値	見込値に対する実績値の割合	実績値－見込値
H27	1	1	100.0	0
H28	1	1	100.0	0
H29	2	1	50.0	▲ 1
H30	2	0	0.0	▲ 2
H31	2	1	50.0	▲ 1

児童虐待予防啓発活動の実施

	ポスター掲示回数（回）				リーフレット配布回数（回）			
	見込値	実績値	見込値に対する実績値の割合	実績値－見込値	見込値	実績値	見込値に対する実績値の割合	実績値－見込値
H27	1	1	100.0	0	1	1	100.0	0
H28	1	1	100.0	0	1	1	100.0	0
H29	1	1	100.0	0	1	1	100.0	0
H30	1	1	100.0	0	1	1	100.0	0
H31	1	1	100.0	0	1	1	100.0	0



2. 基本目標、基本施策における各事業

基本目標1：子育てに喜びとゆとりのある社会の形成

基本施策1 ■ 地域における子育て支援

① 子育て支援サービスの充実

事業は、おおむね計画どおりに達成されていますが、対象者の減少により事業の開催が困難な状況等の課題が出ています。

実施状況については、以下のとおり。

事業	実施状況（H27～H31）	課題と事業の継続について																										
母親学級事業 (住民健康課)	妊娠・出産・育児に関する知識などの講義や実習を通して、不安の解消や妊婦同士の交流の促進を図っています。妊婦の希望に合わせて実施しています。 (参加人数・実施回数) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">参加人数</th> <th colspan="2">実施回数</th> </tr> <tr> <th>前期</th> <th>後期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>13</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		参加人数	実施回数		前期	後期	H27	8	1	0	H28	13	1	1	H29	6	1	0	H30	6	1	1	H31	3	0	1	対象者が年々減少しているため、開催が困難となっている。つぼみこと併用し、妊婦の希望に合わせて実施していく必要がある【継続】
	参加人数			実施回数																								
		前期	後期																									
H27	8	1	0																									
H28	13	1	1																									
H29	6	1	0																									
H30	6	1	1																									
H31	3	0	1																									
育児・発達相談事業 (住民健康課)	保育所入所児を対象にはぐくみ支援事業を実施し、子どもの心理発達面や育児に不安を持つ養育者を対象に保健師が子育て相談を行う中で、子どもの健全な発育を促すとともに、養育者の不安解消を図っています。また、村内保健会の中で情報連携を図っています。 (利用者数) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>はぐくみ</th> <th>村内保健会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>13</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>14</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>17</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>26</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>30</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	年度	はぐくみ	村内保健会	H27	13	18	H28	14	23	H29	17	23	H30	26	21	H31	30	20	連携を定期的に行いながら適切な時期に相談できる体制を作っていく【継続】								
年度	はぐくみ	村内保健会																										
H27	13	18																										
H28	14	23																										
H29	17	23																										
H30	26	21																										
H31	30	20																										
子育てサークル支援事業 (住民健康課)	子育てサークルからの要請を受けて、育児ボランティアの派遣・活動場所の調整を行うことで、子育てサークルの活動支援及び世代間交流の促進などにより、子育て家庭の孤立防止や育児不安の解消に努めています。 (支援実績) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>支援内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>フラダンスサークルへの支援</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>フラダンスサークルへの支援</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>ヨガサークルへの支援</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>ヨガサークルへの支援</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>対象者なし</td> </tr> </tbody> </table>	年度	支援内容	H27	フラダンスサークルへの支援	H28	フラダンスサークルへの支援	H29	ヨガサークルへの支援	H30	ヨガサークルへの支援	H31	対象者なし	育児ボランティアの人材不足【継続】														
年度	支援内容																											
H27	フラダンスサークルへの支援																											
H28	フラダンスサークルへの支援																											
H29	ヨガサークルへの支援																											
H30	ヨガサークルへの支援																											
H31	対象者なし																											



事業	実施状況（H27～H31）	課題と事業の継続について												
ブックスタート事業 (住民健康課)	<p>将来にわたり子どもが読書の楽しさや読書習慣を身に付け、感性豊かに成長していくことを目的として、10か月健診時に保護者に絵本を贈呈しています。絵本の読み聞かせを通して、赤ちゃんと触れ合うきっかけづくりに努めています。</p> <p>(支援組数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>組数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	年度	組数	H27	5	H28	11	H29	11	H30	4	H31	7	特になし【継続】
年度	組数													
H27	5													
H28	11													
H29	11													
H30	4													
H31	7													

② 保育サービスの充実

事業は、計画どおりに達成されています。高齢化、核家族化の進行等による関係の希薄化、伝統文化の継承の必要性等を踏まえ、今後も継続的に実施していく必要があります。

実施状況については、以下のとおり。

事業	実施状況（H27～H31）	課題と事業の継続について
保育所・学童保育所における世代間交流 (住民健康課)	社会福祉協議会・デイサービスと連携する中で、保育所の園児や学童保育所の児童が福祉センターの訪問を行うとともに、高齢者を保育所の行事に招待するなど世代間交流を推進しています。具体的には、つぼみっこ（子育て支援事業）・保育所・学童保育所の子どもたちが福祉センターを訪問し、一緒に歌を歌ったり、ご飯を食べたりしながら交流を図っています。	特になし【継続】
ヒップホップダンス事業 (住民健康課)	保育所入所児童の運動不足解消と体力強化を目的として、週1回程度ヒップホップダンス教室を実施しています。子どもの運動不足解消、体力強化につながっています。	特になし【継続】
伝統行事・文化を取り入れた保育の実施 (住民健康課)	七夕・団子さし・餅つきなど保育の中に伝統行事や文化を取り入れ、地域の特性を活かした保育を実施しています。	特になし【継続】



③ 子育て世帯の経済的負担の軽減

事業は、計画どおりに達成されています。ニーズ調査結果で、子育てにおける不安感や負担感について「子育てで出費がかさむこと」が未就学児・小学生共に上位に挙げられていることも踏まえ、今後も、継続した支援が求められています。

実施状況については以下のとおり。

事業	実施状況（H27～H31）	課題と事業の継続について																		
児童手当支給事業 (住民健康課)	子どもの成長を目的として、子どもの養育者に国の基準に基づいた児童手当を支給し、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図っています。	特になし【継続】																		
結婚祝金支給事業 (住民健康課)	<p>村内に住所があり婚姻後も居住する夫婦に対して、20万円を支給することで、若者定住の促進と経済的な支援を行っています。</p> <p>H30年度までで、平均4.8組の支給がありました。</p> <p>(支援組数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>組数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>3(見込値)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	組数	H27	6	H28	7	H29	5	H30	3	H31	3(見込値)	若者の定住促進という目的も踏まえ、今後も取り組む必要がある【継続】						
年度	組数																			
H27	6																			
H28	7																			
H29	5																			
H30	3																			
H31	3(見込値)																			
保育料の負担軽減 (住民健康課)	道志村の単独事業として、主食代を無料化しています。また、やまなし子育て応援事業として第2子・3歳未満の子どもの保育料を無料化しています。	今後、国の施策に則り幼児教育無償化を踏まえた施策が必要【継続】																		
村営住宅の整備事業 (産業振興課)	低所得者世帯の住宅の確保・若者の定住促進を図るために、村営住宅を3か所運営しています。住宅支援を通じて、経済的な負担の軽減を図っています。	条例・施行規則の整備、維持管理コストの増大【需要に応じて実施】																		
小学校・中学校就学支援事業 (教育委員会)	<p>経済的理由により就学が困難であると認められる児童・生徒の保護者に対して、学校に係る費用の一部(学用品費・給食費・校外活動費等)を援助しています。</p> <p>平成27年度から平成31年度までの平均で4.2人、324千円の補助となっています。</p> <p>(援助人数/合計金額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数</th> <th>合計金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>5</td> <td>456</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>6</td> <td>362</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>5</td> <td>444</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>3</td> <td>233</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>2</td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table>	年度	人数	合計金額(千円)	H27	5	456	H28	6	362	H29	5	444	H30	3	233	H31	2	125	特になし【継続】
年度	人数	合計金額(千円)																		
H27	5	456																		
H28	6	362																		
H29	5	444																		
H30	3	233																		
H31	2	125																		



事業	実施状況（H27～H31）	課題と事業の継続について																		
高校生への就学助成事業	<p>高校生に対して、高等学校に係る経費の一部を助成し援助します。1 か月につき 1 万円を支給し、家庭の精神的・経済的負担を軽減する支援を行っています。平成 31 年度までの平均で 42.2 人、5,064 千円を助成しています。</p> <p>(支給人数・支給額)</p> <table border="1" data-bbox="497 544 973 741"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数</th> <th>助成額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>44</td> <td>5,280</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>42</td> <td>5,040</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>38</td> <td>4,560</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>42</td> <td>5,040</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>45</td> <td>5,400</td> </tr> </tbody> </table>	年度	人数	助成額（千円）	H27	44	5,280	H28	42	5,040	H29	38	4,560	H30	42	5,040	H31	45	5,400	特になし【継続】
年度	人数	助成額（千円）																		
H27	44	5,280																		
H28	42	5,040																		
H29	38	4,560																		
H30	42	5,040																		
H31	45	5,400																		
(教育委員会)	※H31 は見込値																			
やまなし子育て応援カード交付	<p>18 歳未満の子どもがいる世帯・妊婦のいる世帯への経済的な負担の軽減と、地域経済の活性化を目的として、山梨県内の協賛する店舗に提示すると割引や特典などの各種サービスを受けることができる「子育て応援カード」を交付しています。【県事業】</p>	利用促進策の検討。【継続】																		
(住民健康課)																				



基本施策2 ■ 教育環境の整備

① 子どもの健全育成

事業は、計画どおりに達成されています。しかし、英語授業の指導助手（ALT）の負担の増大などの課題も見受けられます。

実施状況については、以下のとおり。

事業	実施状況（H27～H31）	課題と事業の継続について												
道徳教育の推進 （教育委員会）	道徳教育を通じて、教師と児童・生徒の人間関係を深めるとともに、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して、道徳性の育成を図っています。 H27～H31 は花植えなどのボランティア活動や自然体験活動などを実施し、体験を通して、児童生徒の育成を図りました。	特になし【継続】												
人権教育の推進 （住民健康課）	子どもに基本的人権尊重の精神を身に付けてもらうため、小学校全児童を対象に、毎年5月、人権の花運動・人権教室を開催しています。また、人権擁護委員と協力して小中学校に訪問しています。 （人権教室参加者数） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>	年度	人数	H27	76	H28	72	H29	69	H30	63	H31	51	特になし【継続】
年度	人数													
H27	76													
H28	72													
H29	69													
H30	63													
H31	51													
外国人講師（ALT）の派遣 （教育委員会）	実践的な英語コミュニケーション能力の向上を図るため、外国人英語指導講師を保育所・小中学校に派遣し、英語教育の充実を図っています。 H27～H31 までJETプログラムを実施し、英語授業の指導助手（ALT）を中学校は月～木曜日、小学校は毎週金曜日、保育所は月2回派遣しています。H30からは小学校の英語教育が実施され、よりALTの活用が多くなっています。	保育所・小学校の英語教育に注力することで、ALTの負担が増加している【継続】												
保健学習・保健指導	小中学校養護教諭・栄養教諭・住民健康課・教育委員会で毎月村内保健会を実施し、児童生徒の健康状態について確認するとともに、毎年テーマを決め、テーマに沿った保健学習・指導を実施しています。 具体的には、①性や性感染症に関する正しい知識の普及、②飲酒・喫煙・薬物に関する教育と心の問題の普及、③生活習慣病の予防について学習・指導をしています。	児童・生徒の生活リズムの乱れがみられるため、今後は一層の家庭の協力が求められる【継続】												



事業	実施状況（H27～H31）	課題と事業の継続について																								
特別支援学級の設置 （教育委員会）	<p>障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒の発達に応じた、適切な指導及び必要な支援を行うため、必要に応じて特別支援学級を設置しています。</p> <p>（設置状況）</p> <table border="1" data-bbox="499 521 1074 745"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>知的障害学級</th> <th>自閉症・情緒障害学級</th> <th>肢体不自由障害学級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	知的障害学級	自閉症・情緒障害学級	肢体不自由障害学級	H27	1	1	—	H28	1	1	—	H29	1	1	—	H30	1	1	1	H31	1	1	1	<p>今後も、児童・生徒の発達に応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、必要に応じて特別支援学級を設置する。また、村費負担教員や特別支援学級支援員などを配置する【継続】</p>
年度	知的障害学級	自閉症・情緒障害学級	肢体不自由障害学級																							
H27	1	1	—																							
H28	1	1	—																							
H29	1	1	—																							
H30	1	1	1																							
H31	1	1	1																							
不登校児童・生徒への支援 （教育委員会）	<p>児童・生徒及び保護者とのカウンセリング等の支援を実施し、地域のサポート体制を築くことで、不登校の未然防止や早期の学校復帰を支援しています。具体的には、毎月の長期欠席児童生徒状況調査を行い、不登校傾向のある児童生徒を把握し、個別に対応を行っています。また、アンケート調査を行い、居心地のいい学校づくりやクラス運営に活かしています。</p>	<p>特になし【継続】</p>																								
スクールカウンセラーの配置 （教育委員会）	<p>スクールカウンセラーを小中学校に1名ずつ配置し、面談を月2～3回行い、いじめや不登校を未然に防止する措置を講じるとともに、児童生徒の相談支援体制の整備・充実を図っています。</p>	<p>特になし【継続】</p>																								



基本目標 2：豊かな自然の中で、社会性を身に付けた子どもの育成

基本施策 3 ■ 母子の健康の確保・増進

① 母子の医療・保健の充実

事業は、おおむね計画どおりに達成されています。しかし、妊産婦の歯科健診において対象者でありながらも未実施の人が多くことや、子どものう歯保有率が高値であることなど、口腔ケア関連において課題がみられます。

実施状況については、以下のとおり。

事業	実施状況（H27～H31）	課題と事業の継続について												
母子健康手帳の交付 (住民健康課)	<p>妊娠、出産、育児に関する母子の健康管理を目的に母子健康手帳を交付しています。また、保健・育児に関する必要な情報の提供や保健指導を行い、健やかに妊娠期を過ごし、安心して出産ができるように支援しています。</p> <p>(母子手帳交付数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>9(見込値)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	人数	H27	11	H28	10	H29	4	H30	7	H31	9(見込値)	保健・育児に関する必要な情報の提供や保健指導を行う【継続】
年度	人数													
H27	11													
H28	10													
H29	4													
H30	7													
H31	9(見込値)													
すこやか医療費助成事業 (住民健康課)	<p>早期に適切な医療を受け重症化を予防するため、子どもの医療費を全額助成しています。山梨県内の医療機関で窓口無料化を実施することで、利便性の向上を図っています。これまで0歳～15歳までの交付でしたが、平成28年度より18歳まで拡充しました。</p>	特になし【継続】												
感染症予防事業(予防接種助成事業) (住民健康課)	<p>子どもの感染症予防を目的に、任意予防接種である、おたふくかぜ・ロタウイルスの全額助成を行っています。また、村民全員に対しインフルエンザの予防接種費用の一部を助成しています。</p>	接種率 100 を目指す【継続】												
村内保健研究会 (住民健康課)	<p>乳幼児から義務教育終了まで母子が安心して過ごすために、毎月1回、関係機関との情報交換や連携の確認、母子に関する研究・調査を行っています。</p> <p>(年間開催回数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>12(見込値)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	回数	H27	12	H28	12	H29	12	H30	11	H31	12(見込値)	今後も月1回、継続して実施していく【継続】
年度	回数													
H27	12													
H28	12													
H29	12													
H30	11													
H31	12(見込値)													



事業	実施状況（H27～H31）	課題と事業の継続について																														
視能覚検査 (住民健康課)	4歳～6歳までの保育所に通っている児童を対象に視能覚検査を実施することで、専門的な相談・助言を行うとともに、異常の早期発見を支援しています。 (検査人数) <table border="1" data-bbox="512 472 935 701"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>検査人数</th> <th>うち要精検人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>18</td><td>2</td></tr> <tr><td>H28</td><td>17</td><td>2</td></tr> <tr><td>H29</td><td>18</td><td>1</td></tr> <tr><td>H30</td><td>18</td><td>1</td></tr> <tr><td>H31</td><td>23</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>	年度	検査人数	うち要精検人数	H27	18	2	H28	17	2	H29	18	1	H30	18	1	H31	23	2	保育所と連携しながら、早期に治療につなげられるように継続していく【継続】												
年度	検査人数	うち要精検人数																														
H27	18	2																														
H28	17	2																														
H29	18	1																														
H30	18	1																														
H31	23	2																														
乳児・乳幼児一般健康診査 (住民健康課)	乳児・乳幼児期の健やかな発育と育児不安の軽減、健全な親子関係の支援を目的として、子どもの発達段階に応じて4か月・7か月・10か月・12か月健診、1歳6か月健診、2歳児健診、3歳児健診を行うことで、身体・精神的な健康を育むための支援をしています。 (健診人数) <table border="1" data-bbox="512 954 1043 1151"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>乳児</th> <th>1歳6ヶ月</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>17</td><td>18</td><td>5</td><td>6</td></tr> <tr><td>H28</td><td>21</td><td>8</td><td>16</td><td>5</td></tr> <tr><td>H29</td><td>21</td><td>10</td><td>8</td><td>9</td></tr> <tr><td>H30</td><td>13</td><td>13</td><td>10</td><td>6</td></tr> <tr><td>H31</td><td>24</td><td>4</td><td>18</td><td>15</td></tr> </tbody> </table> ※H31は見込値	年度	乳児	1歳6ヶ月	2歳	3歳	H27	17	18	5	6	H28	21	8	16	5	H29	21	10	8	9	H30	13	13	10	6	H31	24	4	18	15	他機関と情報を連携しながら、子どもの発達段階に基づいた指導を継続していく【継続】
年度	乳児	1歳6ヶ月	2歳	3歳																												
H27	17	18	5	6																												
H28	21	8	16	5																												
H29	21	10	8	9																												
H30	13	13	10	6																												
H31	24	4	18	15																												
就学児健康診査 (教育委員会)	小学校入学前の児童に知能検査、身体測定、内科・歯科検査等を行うことで、子どもたちの発達状況を把握し、発達状態に合わせた教育環境を支援しています。 (検査実施人数) <table border="1" data-bbox="512 1364 794 1561"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H27</td><td>10</td></tr> <tr><td>H28</td><td>6</td></tr> <tr><td>H29</td><td>8</td></tr> <tr><td>H30</td><td>5</td></tr> <tr><td>H31</td><td>14</td></tr> </tbody> </table>	年度	人数	H27	10	H28	6	H29	8	H30	5	H31	14	特になし【継続】																		
年度	人数																															
H27	10																															
H28	6																															
H29	8																															
H30	5																															
H31	14																															
山梨県特定不妊治療支援事業 (山梨県、住民健康課)	山梨県内の指定医療機関で特定不妊治療以外の治療では妊娠が困難と診断された方を対象に経済的な支援を行っています。道志村では、相談に来た方に対し案内を行っています。	特になし【継続】																														



事業	実施状況 (H27~H31)	課題と事業の継続について																								
道志村不妊治療支援事業 (住民健康課)	<p>不妊治療に掛かった費用から、山梨県の助成額を差し引いた額を対象に年間 10 万円を上限として、年度あたり 2 回を限度に通算 5 年間助成することで、経済的な支援をしています。</p> <p>(助成件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>0 (見込値)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件	H27	1	H28	3	H29	0	H30	0	H31	0 (見込値)	特になし【継続】												
年度	件																									
H27	1																									
H28	3																									
H29	0																									
H30	0																									
H31	0 (見込値)																									
虫歯ゼロ表彰 (住民健康課)	<p>3 歳児・小学校 6 年生・中学校 3 年生の虫歯が 1 つもない子どもを対象に表彰を行うことで、歯の健康啓発を行っています。</p> <p>(表彰対象人数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>3 歳児</th> <th>小 6</th> <th>中 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	3 歳児	小 6	中 3	H27	4	5	6	H28	4	9	4	H29	6	4	4	H30	8	12	4	H31	3	3	0	3 歳児・小学校 6 年生・中学校 3 年生の虫歯ゼロの表彰は、口腔についての意識を高めていくために今後も継続して実施していく必要がある【継続】
年度	3 歳児	小 6	中 3																							
H27	4	5	6																							
H28	4	9	4																							
H29	6	4	4																							
H30	8	12	4																							
H31	3	3	0																							
妊産婦の歯科健診 (住民健康課)	<p>妊産婦の歯科検診を無料で行うことで、妊産婦の歯科の健康を促進しています。</p> <p>(歯科検診受診者数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>妊婦対象者</th> <th>産婦対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>3人/23人中</td> <td>未実施</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>3人/23人中</td> <td>未実施</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>4人/11人中</td> <td>0人/21人中</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>1人/13人中</td> <td>1人/8人中</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>1人/11人中</td> <td>0人/9人中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H31 は見込値</p>	年度	妊婦対象者	産婦対象者	H27	3人/23人中	未実施	H28	3人/23人中	未実施	H29	4人/11人中	0人/21人中	H30	1人/13人中	1人/8人中	H31	1人/11人中	0人/9人中	対象となるも未実施の人が多いため課題。母子手帳交付時に周知を徹底していく。【継続】						
年度	妊婦対象者	産婦対象者																								
H27	3人/23人中	未実施																								
H28	3人/23人中	未実施																								
H29	4人/11人中	0人/21人中																								
H30	1人/13人中	1人/8人中																								
H31	1人/11人中	0人/9人中																								
歯磨き指導 (住民健康課)	<p>歯科衛生士が保育所・小中学校に虫歯予防と歯磨き指導を行い、基本的な歯みがき習慣を身に付けることを目的として実施しています。</p> <p>(指導人数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>保育所</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>37</td> <td>81</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>29</td> <td>77</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>23</td> <td>72</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>37</td> <td>63</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>35</td> <td>51</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table>	年度	保育所	小学校	中学校	H27	37	81	37	H28	29	77	44	H29	23	72	43	H30	37	63	37	H31	35	51	39	歯科衛生士の指導により口腔ケアへの意識を幼少期より高めていく必要があるため、今後も継続して実施していく【継続】
年度	保育所	小学校	中学校																							
H27	37	81	37																							
H28	29	77	44																							
H29	23	72	43																							
H30	37	63	37																							
H31	35	51	39																							



事業	実施状況（H27～H31）	課題と事業の継続について																								
歯のフッ素塗布 (住民健康課)	<p>幼児健康診査の際に子どもたちを対象に、虫歯予防を目的として、歯のフッ素塗布を無料で実施しています。</p> <p>(フッ素塗布人数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>1歳 6か月児</th> <th>2歳児</th> <th>3歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>18</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※H31 は見込値</p>	年度	1歳 6か月児	2歳児	3歳児	H27	6	7	7	H28	18	5	6	H29	8	16	5	H30	10	6	8	H31	4	5	13	<p>子どものう歯保有率は依然として高いため、今後もフッ素塗布を継続して実施していく【継続】</p>
	年度	1歳 6か月児	2歳児	3歳児																						
	H27	6	7	7																						
	H28	18	5	6																						
	H29	8	16	5																						
H30	10	6	8																							
H31	4	5	13																							

② 地域医療の充実

事業は、ドクターヘリの離着陸場が未整備となっています。また、ニーズ調査の「子育ての支援に関する期待」では「休日・夜間・緊急医療体制、診療所施設・整備の充実」が高いことも踏まえ、体制・整備の充実が必要となっています。

実施状況については、以下のとおり。

事業	実施状況（H27～H31）	課題と事業の継続について
医療体制の確保 (住民健康課)	<p>村営の内科・歯科診療所を設置し、医師が常駐する体制を整備し、子どもの初期的な診療・健診を行っています。また、内科・歯科診療所の医師と連携し、村民の健康の推進を図っています。</p>	<p>特になし【継続】</p>
休日・夜間医療体制の確保 (住民健康課)	<p>休日・夜間における医療の確保を目的として、富士・東部小児初期救急医療センター、富士・東部口腔保健センター等と連携して緊急時でも安心して医療を受けられる体制の確保を図っています。</p> <p>また、子ども医療電話相談事業（#8000）の周知や救急医療の適切な利用について広報に掲載しながら、救急医療の案内を行っています。</p>	<p>特になし【継続】</p>
ドクターヘリ離着陸場の整備事業 (総務課)	<p>山梨県立中央病院及び東海大学付属病院と連携し、緊急時の医療確保を目的として、村内にドクターヘリが離着陸できるヘリポートを増設するよう取り組んできました。令和元年までには増設には至りませんでした。平成30年に山梨県消防防災ヘリコプター場外離着陸場等候補地の現地調査を航空隊の協力により実施し、建設候補地の検討を行いました。</p>	<p>ドクターヘリの離着陸は「大室指ヘリポート」しか、利用できていないため、救急搬送する際に時間がかかるなどの課題がある。</p> <p>迅速な救急・医療体制を整備するために、村内に1か所ヘリポートを増設する必要がある【継続】</p>



基本目標3：安心して子どもを産み育てる環境の整備

基本施策4 ■ 要保護児童へのきめ細やかな取り組み

① 児童虐待防止対策の充実

事業は、おおむね計画どおりに達成しています。全国的に地域住民同士の関係が希薄化する中で、道志村でも他者との関係性を築くことを望まない場合も見受けられています。また、ニーズ調査でも、特に未就学児の小さなお子さんを持つ家庭で、平成25年当時に比べ、「地域の助け合いによる子育て環境がある」と思う方が大幅に減少しています。

児童虐待の多くは、子育ての不安、地域からの孤立が背景にあるとされており、地域のつながりを充実させ、虐待防止を図るとともに、幼児期、学童期、学生時代の子どもの成長を見守る必要があります。

実施状況については、以下のとおり。

事業	実施状況（H27～H31）	課題と事業の継続について												
都留児童相談所との連携 (住民健康課、教育委員会)	<p>児童虐待を受けた児童に対して、専門的な対応が必要と判断した場合は、都留児童相談所と連携し、母子のケアと今後の支援策について検討しています。</p> <p>(児童相談所への連絡件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>0(見込値)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	H27	1	H28	0	H29	0	H30	0	H31	0(見込値)	<p>児童虐待に関しては早急な対応と連携が必要不可欠とされており、必要と判断された場合は速やかに連携体制を取る必要がある。継続して実施できる体制を整えていく【継続】</p>
年度	件数													
H27	1													
H28	0													
H29	0													
H30	0													
H31	0(見込値)													
民生委員等の各種団体による見守り・連携 (住民健康課、教育委員会)	<p>各地区の民生委員と協力して、子どもたちが安心して生活できるように、地域で子どもたちを見守る環境づくりを支援しています。</p> <p>地域活動を通じて子どもたちとの関わりを持ち、情報共有しながら見守りの環境づくりを行っています。</p>	<p>地域の見守りは互いを知ることから始まるが、他者との関係性を築くことを望まない場合も多くある。人とのつながりを敬遠しない地域づくりが必要である【継続】</p>												
小学校・中学校・保育所連絡協議会 (住民健康課、教育委員会)	<p>小中学校・保育所・役場が連携を図ることを目的として、年3回実施しています。要保護児童の情報や保護者のニーズ、家庭状況に関する情報共有を行っています。</p>	<p>特になし【継続】</p>												



② ひとり親家庭の自立支援の推進

事業は、おおむね計画どおりに達成しています。道志村のひとり親世帯の割合は、平成4年から平成20年までは減少傾向にありましたが、平成26年には増加しており、県の事業を補完する形で支援していく体制を整える必要があります。

実施状況については、以下のとおり。

事業	実施状況（H27～H31）	課題と事業の継続について																		
児童扶養手当支給事業 山梨県、住民健康課	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために、国の支給基準に準じた児童扶養手当を支給し、児童福祉の増進を図っています。 （支給人数） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>3（見込値）</td> </tr> </tbody> </table>	年度	人数	H27	4	H28	4	H29	4	H30	5	H31	3（見込値）	特になし【継続】						
年度	人数																			
H27	4																			
H28	4																			
H29	4																			
H30	5																			
H31	3（見込値）																			
ひとり親家庭等小中学校入進学祝金支給事業 山梨県、住民健康課	ひとり親家庭への経済的な支援を目的として、小中学校へ入進学する保護者に対して、1人につき1万円を支給します。県の事業であるため、問い合わせ等があった場合は、県に連絡するなどの対応を行っています。	特になし【継続】																		
ひとり親家庭等の医療費助成事業 住民健康課	ひとり親家庭の健康の向上と福祉の増進を図るために、母子・父子に係る医療費を助成します。また、山梨県内医療機関で窓口無料化を実施することで、利便性の向上を図っています。 （助成件数（世帯／人数）） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>世帯</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>5</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>5</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>	年度	世帯	人数	H27	5	12	H28	5	12	H29	4	11	H30	4	11	H31	4	11	特になし【継続】
年度	世帯	人数																		
H27	5	12																		
H28	5	12																		
H29	4	11																		
H30	4	11																		
H31	4	11																		
母子自立支援プログラムの策定 山梨県、住民健康課	就労相談に訪れる児童扶養手当を受給している方を対象として、ニーズに応じた自立支援プログラムを策定しています。ハローワークと連携しながら、継続的な相談と情報提供の充実を図る事業です。県の事業であるため、問い合わせ等があった場合は、県に連絡するなどの対応を行っています。	特になし【継続】																		
母子・寡婦福祉資金 山梨県、住民健康課	20歳未満の子どもがいる母子世帯の経済的な負担を軽減するために、就学支度資金等の各種貸し付けを行っています。	特になし【継続】																		
母子家庭等自立支援給付金 山梨県、住民健康課	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親の就業支援を目的として、看護師等、資格を取得する際の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、入学時の負担軽減のため、高等職業訓練修了支援給付金を支給しています。県（国）の事業であるため、問い合わせ等があった場合は、県に連絡するなどの対応を行っています。	特になし【継続】																		



③ 障害児施策の充実：障害児の医療・保健の充実

事業は、おおむね計画どおりに達成しています。しかし、身体障害者手帳保持者が利用できる各種福祉サービスが道志村内のみでは限られているという課題があります。道志村の障がい福祉計画や障がい児福祉計画等の専門的な計画できめ細かい内容を検討していく必要があります。

実施状況については、以下のとおり。

事業	実施状況（H27～H31）	課題と事業の継続について												
重度心身障害者医療費助成事業	<p>重度心身障害者の保健・福祉の増進を図ることを目的として、医療費を助成しています。平成26年11月からは医療費助成方法が見直され、窓口無料化制度から自動還付方式に変更して実施しています。</p> <p>(受給資格者) 身障手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>50(見込値)</td> </tr> </tbody> </table>		人数	H27	57	H28	55	H29	50	H30	50	H31	50(見込値)	特になし【継続】
	人数													
H27	57													
H28	55													
H29	50													
H30	50													
H31	50(見込値)													
住民健康課														
身体障害者手帳の交付	<p>「視覚障害」、「聴覚又は平衡機能の障害」、「肢体不自由」等の障害を持っている方に、障害の程度に応じた各種福祉サービスを受けるために必要な手帳を交付しています。H31年3月31日現在の身体障害者手帳交付者は55名となっています。</p>	村内のみでは身障手帳保持者が利用できる各種福祉サービスに限りがある【継続】												
住民健康課														
療育手帳の交付	<p>おおむね18歳未満の児童で知的発達に遅れがある方に、障害の程度に応じた各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳を交付しています。H31年3月31日現在の療育手帳交付者は10名となっています。</p>	特になし【継続】												
住民健康課														
精神障害者保健福祉手帳の交付	<p>精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方に、障害の程度に応じた医療や福祉サービスを受けるために必要な手帳を交付しています。H31年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳の交付者は8名となっています。</p>	特になし【継続】												
住民健康課														



④ 障害児施策の充実 ii 障害児への経済的な負担の軽減

事業は、おおむね計画どおりに達成しています。障がい児支援においては、道志村の障がい福祉計画や障がい児福祉計画等の専門的な計画できめ細かい内容を検討していくことが必要です。

実施状況については以下のとおり。

事業	実施状況（H27～H31）	課題と事業の継続について
特別児童扶養手当支給事業 山梨県、住民健康課	精神又は身体に障害を有する児童の福祉の向上を図ることを目的として、20歳未満の障害を有する児童を監護・養育する者に手当を支給しています。H31年3月31日現在の受給者は2名となっています。	特になし【継続】
特別障害者手当支給事業 山梨県、住民健康課	特別障害者の福祉の向上を図ることを目的として、精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において特別の介護を必要とする者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給しています。H31年3月31日現在の受給者は1名となっています。	特になし【継続】
障害児福祉手当支給事業 山梨県、住民健康課	重度障害児に対して、福祉の向上を図ることを目的として、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給しています。H31年3月31日現在の受給者は1名となっています。	特になし【継続】
福祉サービス相談支援事業 山梨県、住民健康課	福祉サービス相談支援業務を山梨県福祉事業会に委託して実施しています。福祉サービスの利用に係る相談など適切なサービス利用を支援しています。	特になし【継続】
障害児の保育サービス体制の確立 住民健康課	障害児が保育を希望する場合には、加配保育士を付ける等の子どもの見守りを強化するなど、安全に配慮した保育体制を整備しています。	特になし【継続】



⑤ 障害児施策の充実 iii 障害児にやさしい環境の整備

事業は、おおむね計画どおりに達成しています。公共施設のバリアフリー化については、公共施設等総合管理計画で、障がい児支援においては、道志村の障がい福祉計画や障がい児福祉計画等の専門的な計画できめ細かい内容を検討していくことが必要です。

実施状況については、以下のとおり。

施策（事業）	実施状況（H27～H31）	今後の課題
公共施設のバリアフリー化 総務課	障害者が、安全に生活し、社会参加できるよう、公共施設、公共交通機関、歩道などのバリアフリー化と安全な交通の確保を推進する取組ですが、平成31年までで、実施はほぼされていないのが現状です。	公共施設等総合管理計画を基に管理を行う【継続】
障害者の自立支援の促進 住民健康課	ノーマライゼーションの理念のもとに、障害者が地域や家庭において自立した生活を送ることができるようにするため、日常生活における居宅生活支援サービスや、一人ひとりの能力・適性に応じた就労支援策の充実を図り、障害者の社会参加を支援しています。	社会資源の少ない地域であり、自立支援を推進するには乏しいのが現状。村の実情に応じて共生型サービスの取組みを行うとともに、圏域をまたぎ、それぞれにあったサービスを利用できる環境づくりが必要【継続】
東部圏域自立支援協議会との連携 住民健康課	東部圏域自立支援協議会は、障害者の自立支援を目的として、都留市、大月市、上野原市及び道志村の3市1村で運営しています。富士・東部保健福祉事務所、圏域内の精神科病院、やまびこ支援学校等で組織され、相談支援やサービス事業者との調整を行っています。	特になし【継続】



基本施策5 ■ 子どもの安全確保

① 安全な生活環境の整備

事業は、おおむね計画どおりに達成しています。ニーズ調査においても、小学生の保護者家庭で、バス路線の充実を求める声が5年前に比べて大幅に減少しており、スクールバス運行の効果がうかがえます。一方で、道路交通網の整備について、未就学児も小学生も要望が増えていることも踏まえ、今後の取組を考えていく必要があります。

実施状況については、以下のとおり。

施策（事業）	実施状況（H27～H31）	今後の課題
教育施設・公共施設のAEDの設置 総務課	緊急時の安全を確保することを目的に、教育・保育機関、公共施設、民間施設に16台のAEDを整備しています。AEDを適切に管理するために、リース契約等に切り替えを行っています。	小中学校校舎の統合など学校施設が集中しているため、AEDの配備状況の見直しを行い、適正な管理を行う必要がある【継続】
遊具の点検・整備事業 住民健康課	保育所・小学校に設置している遊具の安全性を年1回点検し、必要に応じて遊具の修繕を行うなど、子どもたちが安全に遊ぶことができる環境を整備しています。具体的には、年に1回程度、遊具の点検を委託し、必要があればその都度修繕し、安全に利用できるよう努めています。	特になし【継続】
スクールバスの運行 教育委員会	児童・生徒の登下校のため、スクールバスの運行を委託しています。H27～H28まで小学校3台、中学校2台、H29～H31は小学校2台、中学校2台の運行を行っています。スクールバス以外に、村外での校外学習の送迎も依頼しています。	特になし【継続】
通学路の点検 教育委員会	学校、PTAが連携し、通学路における危険箇所の点検を行っています。危険箇所は、教育委員会が関係部署に連絡をし、整備を行っています。具体的には、年1回通学路安全推進協議会を開催し、通学路の危険箇所等を見直しています。危険箇所については村産業課や県に要望し、修繕や改善のための工事を行うとともに、ホームページ上で結果を公表しています。	特になし【継続】



② 安全意識の啓発

交通安全教室等による交通ルール、交通マナーの徹底や防災対策の推進、交通安全協会との連携については、おおむね計画どおりに達成されていますが、乳幼児事故予防に関しては、参加人数の減少や時間調整等により、救命救急講習実施に支障が出ています。さらに、学校内や通学路を見守るスクールガードリーダーはいるものの、スクールガードの人材不足が課題になっています。

実施状況については以下のとおり。

施策（事業）	実施状況（H27～H31）	今後の課題												
交通安全対策の推進 教育委員会	山梨県や地元の警察署をはじめとする関係機関と連携して、子どもの交通ルールの徹底と交通マナー向上の推進を図っています。 H27～H31には、小学校において、年1回交通安全教室を実施しています。	特になし【継続】												
乳幼児事故予防教室 住民健康課	乳幼児期の子どもの事故予防と処置方法についての教室を開催し、事故啓発と適切な対応・判断をとれるように支援しています。 (実施状況) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>保育所において実施</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>つぼみっこにおいて実施</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>保育所において実施</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>つぼみっこにおいて実施</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>実施なし</td> </tr> </tbody> </table>	年度	状況	H27	保育所において実施	H28	つぼみっこにおいて実施	H29	保育所において実施	H30	つぼみっこにおいて実施	H31	実施なし	つぼみっこでは、参加人数が少なく、消防署に救命救急講習の依頼が出来ない状況となってきた。また、保育所の行事の際の実施では、時間の調整が非常に困難となっている【継続】
年度	状況													
H27	保育所において実施													
H28	つぼみっこにおいて実施													
H29	保育所において実施													
H30	つぼみっこにおいて実施													
H31	実施なし													
防災対策の推進 住民健康課、教育委員会	道志村地域防災計画に基づいて、対応マニュアルを作成し、定期的に避難訓練を実施するなど、災害・緊急時の子どもの安全を守る取組を行っています。また、定期的に避難訓練を実施するなど、災害・緊急時の子どもの安全を守る取組を行っています。	特になし【継続】												
交通安全協会との連携 総務課	大月交通安全協会と協力・連携し、交通安全運動や村内のイベントの際に交通指導・街頭指導を行います。また、カーブミラーの設置など子ども・高齢者の交通事故防止に努めています。具体的には、大月交通安全協会道志支部と連携し、村内のカーブミラーの老朽化及び見通しの悪い道路への新設など11か所の整備を実施しました。	村内に設置してあるカーブミラーの点検を行い、老朽化したものの入れ替えや清掃など適正な管理を行う。 また、通学路で街頭活動を行うなど、交通事故の啓発に努める【継続】												
スクールガードリーダーの配置 教育委員会	児童が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や通学路、周辺地域を見回りする人員を設置しています。 H27～H31は、学校内や通学路などの見回り・見守りを年20日行うとともに、スクールガードリーダーを1名配置しました。さらに、スクールガードリーダーを隊長として、道志村小・中学校児童生徒等下校時の見守り活動事業を令和1年度より実施しました。 また、大月警察署道志村駐在所でも、見守り・見回りに協力してもらっています。	様々な年齢の方に見守り活動に参加してもらえるような仕組みづくりが必要【継続】												

第5章 計画の基本理念・基本目標と基本施策





1. 基本理念

第1期子ども・子育て支援事業計画の基本理念として、「地域の中で豊かな心を育てる、笑顔あふれる水源の郷どうし」を掲げ、子育て施策を推進してまいりました。しかし、第1期の計画中に道志村の最上位計画である「道志村総合計画」(2016～2025)が策定されたことから、今回、第1期の計画を継承しつつ、村の最上位計画である「総合計画」や、社会情勢等を踏まえた新たな基本理念として「ちいさな村のおおきな希望～生まれてよかった村、育ててよかった村、笑顔あふれる「どうしっこ」～」を掲げました。

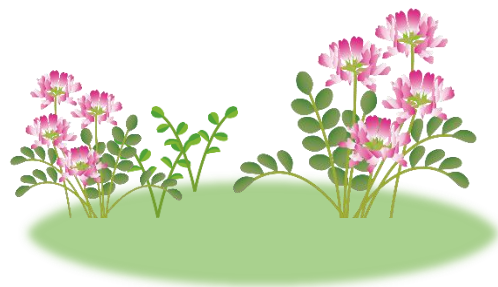
子どもが豊かな自然と清い水に囲まれた道志村で伸び伸びと育ち、保護者も周囲の人々も、皆で村の「宝」である子どもを見守り、手を差し伸べる姿を基本理念として描いています。

小さい村だからこそできる取組を最大限に活用し、子どもたちの笑顔につなげ、健やかな子育て環境づくりを目指します。

基本理念

ちいさな村のおおきな希望

～生まれてよかった村、育ててよかった村、
笑顔あふれる「どうしっこ」～





2. 基本目標と基本施策

基本理念を実現するために、以下に示した3つの基本目標を掲げ、総合的な子ども・子育て支援施策の展開を図ります。

基本目標1 伸び伸びと育つ「どうしっこ」をつくる 仕組みづくり

近年の少子化、人口減少により、同年齢の子どもと交わる機会が少ないといった課題が出ています。また、核家族化の進展やライフスタイルの多様化等、社会情勢も変化しています。

これらの状況を踏まえ、道志村の豊かな自然環境の下、子どもが少ない現状を村の特徴として活かし、子どもの個性を尊重した小規模ならではの取組による特色ある保育・教育サービスの充実を図ります。

基本施策

1. 母子の健康の確保・推進

(1) 母子の医療・保健の充実

2. 子どもの環境整備や発達に対する支援

(1) 子育て支援サービスの充実

(2) 保育サービスの充実

3. 子どもの教育環境の充実

(1) 子どもの健全育成

(2) 少人数を生かした教育の推進

4. 特別な支援が必要な子どもへの対応

(1) 障がい児、外国につながる幼児、移住者の子ども等への施策の充実

(2) 虐待防止や不登校の子ども等への支援



基本目標2 「どうしっこ」を育てる保護者を支える 仕組みづくり

道志村の子どもたちが伸び伸びと育つためには、その保護者が子育てに対してゆとりがなければなりません。

道志村では、子どもが少ないために、保護者がしつけや教育に対して不安を感じている状況も見受けられます。

保護者への支援を通じて、保護者が自信を持って子育てに取り組み、子育ての喜びや希望、自信が持てるような子育て環境を目指します。

基本施策

1. 保護者に対する精神的・経済的支援の充実
 - (1) 保護者への子育てに関する相談・情報提供支援の推進
 - (2) 子育て世帯の経済的負担の軽減
2. 支援が必要な家庭へのサポートの充実
 - (1) 移住者家庭への支援
 - (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
3. 仕事と子育ての両立を支える環境の推進
 - (1) 共働き家庭を支援する環境づくり

基本目標3 「どうしっこ」を地域全員で守り・育てる 仕組みづくり

道志村の村民は、村のほとんどの子どもの顔が分かります。それが地域の防犯等、安全・安心面にもつながっています。

「道志の子どもは皆の子ども」と捉える村民も多く、地域の方々の愛であふれた道志村のよさが今後も継続していくよう、体制づくりや環境整備の充実を図り、村の「宝」である子どもを守り・育てます。

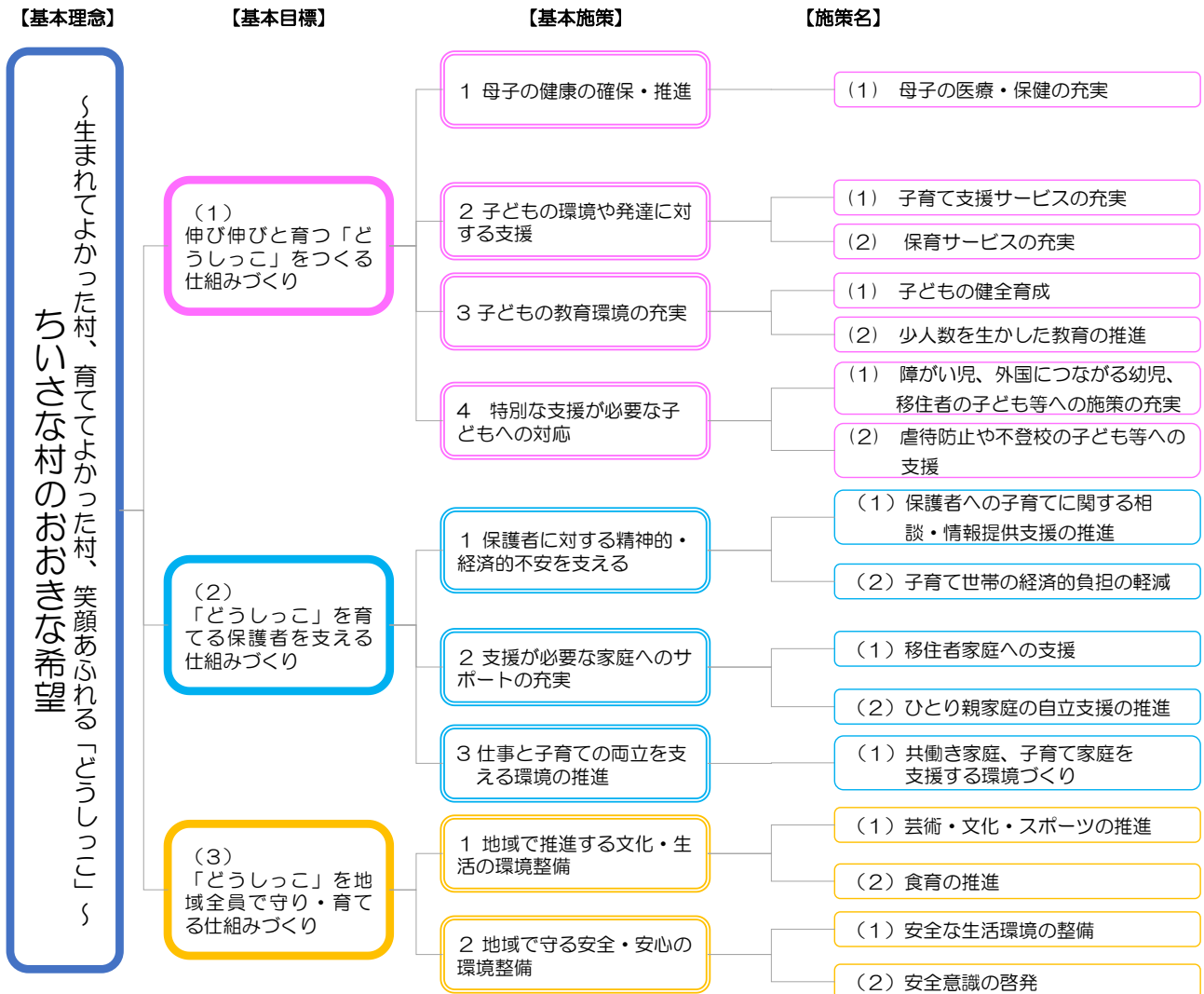
基本施策

1. 地域で推進する文化・生活の環境整備
 - (1) 芸術・文化・スポーツの推進
 - (2) 食育の推進
2. 地域で守る安全・安心の環境整備
 - (1) 安全な生活環境の整備
 - (2) 安全意識の啓発

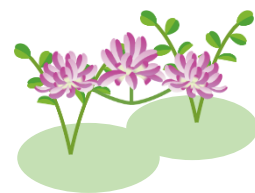


3. 計画の施策体系

基本理念及び基本目標、施策の方針を示した施策体系は以下のとおりです。



第6章 基本目標に係る各施策の実施と事業





基本目標1 伸び伸びと育つ「どうっこ」をつくる仕組みづくり

<基本施策>

1. 母子の健康の確保・推進

道志村の総人口及び0～14歳の年少人口は年々減少しています。ニーズ調査では、きょうだいがいない「ひとりっこ」の増加や核家族化の進行がみられます。

こうしたなか、周囲に相談する機会や、子育ての経験や知識のないままに妊娠・出産を迎える母親が増えています。このような環境下で母子の健康を推進するためには、母親が安心して出産・育児ができる環境を整えることが重要であり、村として、体調の変化により身体的、精神的に不安定になりがちな母親を支援していく必要があります。

道志村では、赤ちゃんができないことに悩む方々のために、妊娠から、妊娠後の妊産婦の健康、生まれる子どもの健やかな発育と発達を支える取組をしています。今後も、山梨県と連携し、不妊治療の助成による妊娠への支援、出産後の新生児等訪問指導等による母子の状況把握、妊婦健康診査や各種の乳幼児健康診査などの健康支援等を継続し、育児不安の解消を図るとともに、新たに5歳児健診を導入するなど、妊娠・出産期から子育てに至る時期まで切れ目のない支援を行い、親子とその家族が安心して過ごせるための取組を行います。

施策名	事業
母子の医療・保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 山梨県特定不妊治療支援事業 • 道志村不妊治療支援事業 • 母子健康手帳の交付 • 妊婦一般健康診査 • 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） • 視能覚検査 • 乳児・乳幼児一般健康診査 • 乳児・乳幼児一般健康診査時の歯科指導の導入 • 5歳児健診の導入 • 就学児健康診査 • すこやか医療費助成事業 • 感染症予防事業（予防接種助成事業） • 虫歯ゼロ表彰 • 妊産婦の歯科健診 • 歯磨き指導 • 歯のフッ素塗布 • 村内保健研究会 • 子育て世代包括支援センターの設置

（注）太字は第2期から始める事業

2. 子どもの環境整備や発達に対する支援

道志村はこれまで、親子の仲間づくりを支援する子育て交流サロン「つぼみっこくらぶ」を実施してきました。ニーズ調査においては、未就学児において「つぼみっこくらぶ」の認知度は100.0%、利用率は86.1%となっており、道志村の子育てにおいて欠かせない事業となっています。引き続き、保護者の就労の状況にかかわらず、全ての子育てをする家庭を対象に、親子の仲間づくりを支援する場を提供するとともに、同年齢の子どもが関わる機会を設け、社会性を学ぶ一助となるよう努めます。

なお、第1期の計画から要望が多かった公園整備については、今後も住民の期待に応えられるよう、整備に向けて取り組みます。

施策名	事業
子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> つぼみっこくらぶ事業（地域子育て支援拠点事業） 子育てサークル支援事業 公園整備事業 ブックスタート事業
保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ヒップホップダンス事業 伝統行事・文化を取り入れた保育の実施

（注）太字は第2期から始める事業

3. 子どもの教育環境の充実

道志村保育所は、平成24年度に認可定員数が60人から40人に変更されて以降、定員数は40人となっており、また入所児童も近年、定員の40人を超えることのない少人数の保育所となっています。

また、道志小学校の児童数は50人程度、道志中学校の生徒数は40人程度であり、それぞれの学年が全て単学級となっています。

道志村では、この少人数であることを利点と捉え、一人一人に目を向け、子どもの個性を尊重した成長を促すほか、道志村と交流のある横浜市との事業連携を通じ、村にとどまることのない、広い視野を養います。

また、保育士による研修の受講などを通じて、乳幼児期に大きく影響する保育について、質を高める取組を推進するほか、保育所、小・中学校の教師が連携し、それぞれの時点での課題の把握等を共有し、子どもの切れ目のない教育支援を行います。

保育所から中学校まで同じ教師が英語教育を担当するなど、それぞれの学習段階を確認しながらの指導や、電子黒板、タブレット等デジタルデバイスを活用した授業の推進等、少人数ならではのきめ細かい教育に取り組みます。

施策名	事業
子どもの健全育成	<ul style="list-style-type: none"> 社会活動・体験教室の推進 教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上
少人数を生かした教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保育所から中学校までの一貫した英語教育の推進 ICTを取り入れた教育の実施 横浜市交流事業

（注）太字は第2期から始める事業



4. 特別な支援が必要な子どもへの対応

道志村小・中学校では、特別支援学級を設置しており、近年は3、4人程度が利用しています。また、道志村には近年移住者が増加してきており、その中には外国籍の保護者を持つ子どももいます。

子どもの権利は、子どもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利であり、全ての子どもが生まれながらに持っている大切なものです。道志村では、個人の学習速度に応じた対応を行い、どんな状況の子どもでも自主性や権利が尊重される環境づくりを目指します。

また、道志村では児童虐待やいじめ・体罰など、子どもの権利侵害が起きないように、また万が一、起きてしまった場合に迅速、的確な対応が取れるよう、家庭や地域、学校との連絡を密接に取りながら取り組みます。

施策名	事業
障がい児、外国につながる幼児、移住者の子ども等への施策の充実	<ul style="list-style-type: none">特別支援学級の設置国際結婚・移住者等の子育て家庭への支援
虐待防止や不登校の子ども等への支援	<ul style="list-style-type: none">児童虐待の早期発見、防止と啓発都留児童相談所との連携不登校児童・生徒への支援

(注) 太字は第2期から始める事業

基本目標2「どうしっこ」を育てる保護者を支える仕組みづくり

＜基本施策＞

1. 保護者に対する精神的・経済的支援の充実

道志村は、子どもが少ない分、地域住民同士のつながりが強く、子どもたちへも目が行き届きやすい環境にあります。しかし、近年は祖父母等と同居する割合が減り、日々の子育てへのアドバイスや支援、協力を得ることが難しくなっている状況も見受けられます。

0歳児～2歳児においては在宅で保育している家庭もあることから、家庭での子育てが孤立しないように支援していく必要があります。身近な地域で子育てについての相談、情報提供を行うとともに、子育ての相談や担当課への連携等をワンストップで行う「地域子育て包括支援センター」を設置し、子育て支援サービスのより一層の充実に努めます。さらに、村の子育て支援施設、子育て相談窓口、遊び場などが確認できる独自の子育てパンフレットを作成し、保護者への情報提供支援に役立てます。

また、ニーズ調査において、子育ての不安・負担を感じる内容として「経済的負担」が上位に挙げられています。道志村では、これまでも出産祝金等、各種の経済的な支援を行ってきましたが、更に保育所の副食費の無料化を実施し、保育所における費用の軽減を行うほか、乳幼児にかかる費用負担助成など経済的負担の軽減につながるよう支援します。

施策名	事業
保護者への子育てに関する相談・情報提供支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育支援訪問事業 ・ 育児・発達相談事業 ・ つぼみっこはぐみ支援事業 ・ 道志村独自の子育てパンフレットの作成
子育て世帯の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚祝金支給事業 ・ 出産育児祝金支給事業 ・ 村営住宅の整備事業 ・ 単身者向け住宅の検討 ・ 子育てにかかる費用負担軽減 ・ 未就学児の給食費軽減 ・ 児童手当支給事業 ・ 小学校・中学校就学支援事業 ・ 高校生への就学助成事業 ・ やまなし子育て応援カードの交付

(注) 太字は第2期から始める事業



2. 支援が必要な家庭へのサポートの充実

道志村では平成28年から移住支援センターを開設し、道志村への移住の受け入れを推進しています。わずかながら移住者も増えており、今後、増加することも見込まれます。道志村に地縁、血縁がない子育て家庭が増えることも考えられることから、移住家庭が道志村で戸惑うことなく、豊かな自然の中、伸び伸びと暮らせるよう、サポートしていく必要があります。

また、道志村の離婚件数は0～5件で推移しており、これまで減少傾向だった総世帯に占めるひとり親世帯の割合は平成26年に1.5%と増加に転じています。

どのような家庭状況であっても、子どもが心身共に成長できる機会を逃すことのないよう、道志村では、母子・父子世帯への支援についても推進していきます。

施策名	事業
移住者家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 道志村移住支援センター設置（業務委託） ● 若者定住応援補助事業 ● 移住定住奨励助成金 ● 移住者通勤支援
ひとり親家庭の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童扶養手当支給事業 ● ひとり親家庭等の医療費助成事業 ● ひとり親家庭相談事業 ● 母子・父子寡婦福祉資金 ● 母子・父子家庭等自立支援給付金

（注）太字は第2期から始める事業

3. 仕事と子育ての両立を支える環境の推進

ニーズ調査においては、子育てに関する不安感や負担感を感じている人は全体の約半数となっており、その内容は、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」、「子どもを叱りすぎているような気がする」と最も多くなっています。これを受け、道志村では計画期間中に「一時預かり事業」を新たに実施し、保護者が就労やリフレッシュできる時間を確保できるようにするほか、保育所における相談事業等を充実させ、保護者の不安・負担の軽減に努めます。

また、ニーズ調査によると、5年前に比べ、母親が就労している家庭が増えています。フルタイムの母親は、週5日勤務、午前8時台に家を出て、午後5時台に帰宅するケースが多く、パート・アルバイトなどの母親は、週3～5日勤務が多く、午前8時台に家を出て、午後4時台に帰宅するケースが多くなっています。

今後、共働き家庭が増えることが見込まれ、また核家族の増加により、放課後児童クラブ（学童保育）の利用ニーズが高まることが考えられます。

道志村では、今後も放課後児童クラブの充実に努めるとともに、病児・病後児保育における県との連携強化等により、共働き家庭の支援に取り組みます。

施策名	事業
共働き家庭を支援する環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 一時預かり事業の導入 ● 放課後児童健全育成事業（学童保育） ● 広域利用による病児・病後児保育事業の制度周知 ● 両親学級の検討

（注）太字は第2期から始める事業

基本目標3「どうっこ」を地域全員で守り・育てる仕組みづくり

＜基本施策＞

1. 地域で推進する文化・生活の環境整備

子どもは地域の希望であり、未来をつくる力となります。そのためには、心身共に豊かに成長できる環境整備に地域全体で取り組む必要があります。

道志村には、七里太鼓をはじめ、伝統のある芸術・文化が多く備わっています。芸術・文化を通じて、郷土愛を育みながら、精神的な豊かさを醸成していきます。

また、道志村では、肥満傾向の小学校児童、中学校生徒が多いデータがあります。バス通学や送迎等も含めた運動不足も考えられ、成長期の健全な発達を促すため、スポーツの推進に取り組みます。

なお、食生活は、健康な発達に欠かせないものであることから、村の管理栄養士と共に、食育の推進にも努めます。

施策名	事業
芸術・文化・スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> 五感の集い 工作教室・科学教室・親子映画会 スポーツの振興 伝統芸能の継承（東富士七里太鼓） 屋内プールの運営（小中学生の体育の授業） 青少年ふれあいゲートボール大会の開催
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進員との連携 小中学校親子料理教室 子どもの肥満予防に関する普及・啓発 学校給食における地産地消の推進

（注）太字は第2期から始める事業

2. 地域で守る安全・安心の環境整備

道志村は森と川に囲まれた地形であり、子どもが一人で歩いていると木で見えにくくなるなど、危険が多い地域でもあります。また、信号機が少なく、自動車がスピードを出していたり、近年のツーリングブームで、バイクや自転車の激しい往来も頻繁に見受けられます。子どもたちが安心して村を歩くことができるよう、危険個所の点検を実施するほか、子どもたち自身が危険を察知できるように、交通安全教育の充実を図るとともに、安全意識を啓発し、安心・安全なまちづくりを推進します。また、小中学校児童生徒の登下校の安全確認等を行う見守り隊活動を年5実施していきます。

施策名	事業
安全な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 教育施設・公共施設のA E Dの設置 遊具の点検・整備事業 スクールバスの運行 通学路の点検 防犯カメラ設置の検討
安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全対策の推進 乳幼児事故予防教室 防災対策の推進 交通安全協会との連携 スクールガードリーダーの配置 見守り隊活動

（注）太字は第2期から始める事業

第7章 子育てに関する量の見込みと確保の方策





1. 教育・保育提供区域等

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

(1) 区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランス等を考慮し、区域を設定しました。

(2) 道志村における教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、道志村では、学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を、第1期に引き続き村全域（1区域）に設定します（図表58）。

図表58 道志村全図



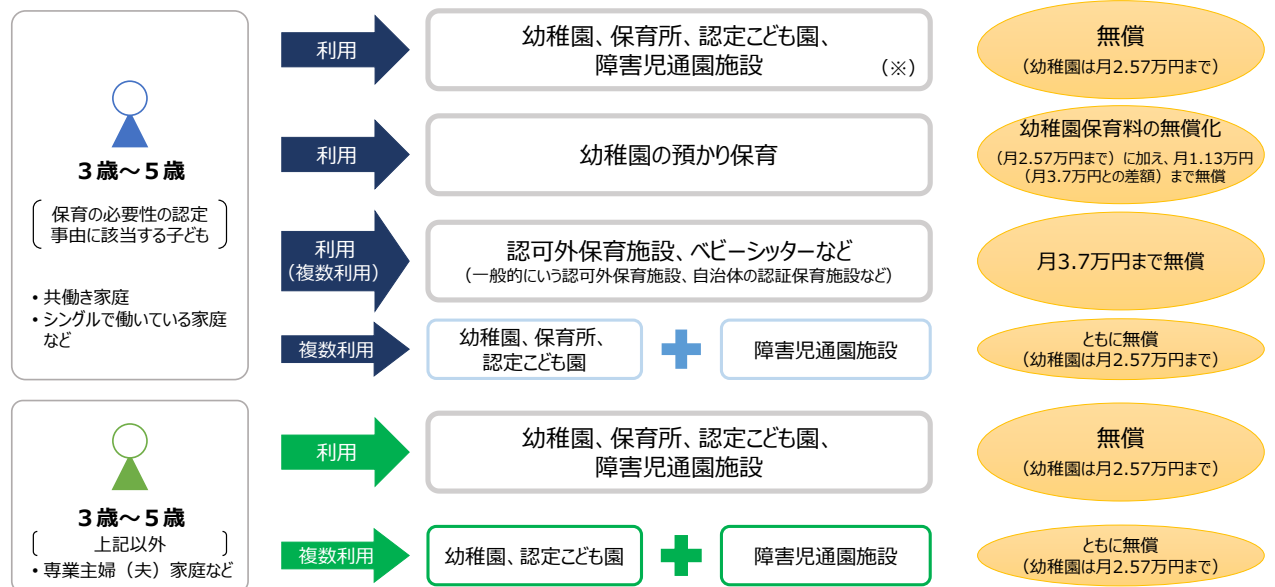


(3) 子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育の無償化

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化に係る規定が整備されました。

無償化に伴う具体的なイメージは、以下のとおりです。

図表 59 幼児教育無償化の具体的なイメージ（例）



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(資料) 文部科学省

(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業 (標準的な利用料) も対象。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る (ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

2. 教育・保育施設 (幼稚園・認定子ども園等) の量の見込みと確保の方策

(1) 教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービス量の見込み」を定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、施設における確保の方策と実施時期を設定します。

道志村では、令和元年度時点で特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園) は村内になく、他市町村へ通っている状況ですが、量の見込みでは、令和2年度より1号認定の見込みが1人となっており、周辺市町村と連携を図りながら確保をしていきます。



量の見込みと確保方策

単位：人

		実績値	見込量				
		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	利用者推計総数	0	1	1	1	1	1
	1号認定 (3～5歳児)	0	1	1	1	1	1
	2号認定 (3～5歳児) (学校教育希望)	0	0	0	0	0	0
確保方策	幼稚園	-	周辺市町村と連携して確保				
	認定子ども園	-					
	認定を受けない 幼稚園	-					

(2) 教育・保育施設（保育所・認定子ども園）

量の見込みと確保方策

単位：人

		実績値	見込値					
		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
量の見込み	利用者推計総数 (利用率)	43 (107.5%)	40 (100.0%)	40 (100.0%)	35 (87.5%)	35 (87.5%)	35 (87.5%)	
	2号認定	29	30	30	25	25	25	
	3号認定	合計	14	10	10	10	10	10
		0歳児	0	2	2	2	2	2
		1、2歳児	14	8	8	8	8	8
確保方策	提供総数	40	40	40	40	40	40	
	2号認定	29	30	30	30	30	30	
	3号認定	合計	11	10	10	10	10	10
		0歳児	1	2	2	2	2	2
		1、2歳児	10	8	8	8	8	8

※実績値は平成 31 年 4 月 1 日現在。認定子ども園のニーズはないため、上記表には含まれない。

(3) 地域型保育事業

道志村では、対応する事業を実施する予定はありません。

(4) 認可外保育施設

道志村では、対応する事業を実施する予定はありません。



3. 子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。道志村では、子育て世代地域包括支援センターを利用者支援事業（母子保健型）の一環として、令和2年度から開設します。

		平成 31 年度 (実績値)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量 の 見 込 み	基本型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	特定型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	母子保健型	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確 保 方 策	基本型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	特定型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	母子保健型	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

道志村では、子育て家庭の交流や育児相談を目的とした「つぼみっこくらぶ事業」を地域子育て支援拠点事業として位置づけ、事業の拡充を図っていきます。

		平成 31 年度 (実績値)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量 の 見 込 み	利用者数	10 人/回 (見込み)	20 人/回	20 人/回	20 人/回	23 人/回	23 人/回
	確保方策	利用者数	15 人/回	30 人/回	30 人/回	30 人/回	30 人/回
	か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所



(3) 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

		平成 31 年度 (実績値)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の 見込み	利用者数	12 人/年 (見込み)	9 人/年	10 人/年	10 人/年	10 人/年	10 人/年
	検診回数	90 回/年 (見込み)	60 回/年	74 回/年	74 回/年	74 回/年	74 回/年
確保 方策	実施体制	富士吉田市立病院・山梨赤十字病院・都留市立病院他					
	実施時期	妊娠期					

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

乳児家庭全戸訪問事業は、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

道志村では、生後 2 か月未満の乳児に対して保健師の訪問により実施しています。

		平成 31 年度 (実績値)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の 見込み	利用者数	10 人/年 (見込み)	9 人/年	10 人/年	10 人/年	10 人/年	10 人/年
確保 方策	実施 体制 (保健師)	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	実施 機関	道志村					



(5) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業で、保健師の訪問により実施します。道志村では対象者はいませんが、養育支援の必要性に応じて、実施していく予定です。

		平成 31 年度 (実績値)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の 見込み	利用者数	0 人/年	1 人/年	1 人/年	1 人/年	1 人/年	1 人/年
	実施体制 (保健師)	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
確保 方策	実施機関	道志村					

(6) 一時預かり保育事業（幼稚園）

一時預かり保育事業（幼稚園）は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園において、一時的に預かりが必要な保育を行う事業です。道志村では、幼稚園がなく、実施していません。

(7) 一時預かり保育事業（保育所）

一時預かり保育事業（保育所）は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所において、一時的に預かりが必要な保育を行う事業です。道志村では、令和 2 年から 4 年で導入の調整・整備を行い、道志村保育所において、令和 5 年度から実施する予定です。

		平成 31 年度 (実績値)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の 見込み	利用者数	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	60 人/年	60 人/年
	利用定員数	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	60 人/年	60 人/年
確保 方策	施設数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所



(8) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、夜間の必要な保護を行う事業です。道志村では、現在、事業は行っておらず、ニーズ調査でも利用要望がないことから、当面実施しないこととします。

(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、宿泊を伴って必要な保護を行う事業です。道志村では、事業は行っておらず、ニーズ調査でも利用要望がないことから、当面実施しないこととします。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。道志村では、事業は実施しておらず、体制も整っていません。また、ニーズ調査でも利用要望がないことから、当面実施しないこととします。

(11) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。道志村では、独自には事業は行っていませんが、県内全域で病児保育施設の利用が可能となっています。ニーズ調査では、利用要望はないことから、見込値は0人としていますが、要望があった場合は、県内施設を紹介するなどして対応をしていきます。

		平成 31 年度 (実績値)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の 見込み	利用者数	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年
確保 方策	実施機関	県内の病児保育施設を紹介					



(12) 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業は、通常の保育の時間（8 時間）を超えて、保育が必要な子どもを保育する事業です。道志村では、保護者のニーズに応じて実施していきます。

(13) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後の遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。道志村では一定のニーズがあることから、事業を継続していきます。

		平成 31 年度 (実績値)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量 の 見 込 み	1 年生	3 人/年	10 人/年	2 人/年	7 人/年	5 人/年	2 人/年
	2 年生	3 人/年	3 人/年	10 人/年	2 人/年	7 人/年	5 人/年
	3 年生	4 人/年	3 人/年	3 人/年	7 人/年	2 人/年	4 人/年
	4 年生	1 人/年	3 人/年	2 人/年	2 人/年	3 人/年	2 人/年
	5 年生	2 人/年	1 人/年	2 人/年	2 人/年	2 人/年	2 人/年
	6 年生	0 人/年	0 人/年	1 人/年	2 人/年	2 人/年	2 人/年
	合計	13 人/年	20 人/年	20 人/年	22 人/年	21 人/年	17 人/年
確 保 方 策	利用定員数	40 人/年	40 人/年	40 人/年	40 人/年	40 人/年	40 人/年
	施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

4. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の連携の推進方策

国の基本指針等を踏まえて、教育・保育を一体的に提供する体制を検討する必要があります。道志村では、令和 2 年時点で、認定子ども園や地域型保育事業等の該当施設はありませんが、今後、保護者の就労状況等、必要に応じて検討を行います。

第8章 計画の推進





1. 計画の周知

本計画を推進するにあたっては、村全体で子育てに取り組む姿勢が不可欠です。村民が積極的に道志村の子どもたちの子育てに参加・協力し、地域で支える仕組みを推進するため、ホームページや広報への掲載、概要版の作成・配布等、この計画の周知に努めます。

2. 推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、従来の児童福祉の範囲を超えて広範、多岐にわたるものです。

本計画を着実に推進していくために、担当部署が中心になって、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握・点検するとともに、評価、再調整等の継続的な取組を行う必要があります。

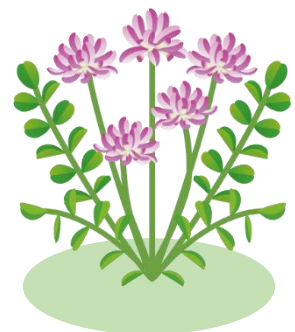
計画事業の進捗管理は、PDCAサイクル（Plan：計画-Do：実施- Check：評価- Action：改善）を継続的に行うことで、事業の業務改善や事業効果の向上を図っていきます。

また、PDCAサイクルの状況により、必要に応じて子ども・子育て会議を開き、事業の見直し等についても検討をします。

3. 推進状況の公表

本計画で示した事業の推進状況等を、広報紙やホームページ等を活用して村民にわかりやすい形で定期的に公表します。

資料編





1. 道志村子ども・子育て会議条例

○道志村子ども・子育て会議条例

平成25年9月25日
条例第19号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、道志村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員10人以内で組織する。ただし、村長が必要と認めるときは、特別の事項を調査審議させるため、子育て会議に臨時の委員を置くことができる。

2 委員及び臨時の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者を代表する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 臨時の委員の任期は、当該事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 子育て会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は住民健康課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず、村長が招集する。



2. 道志村子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	任期
道志村教育長	佐藤 文泰	R1.8.30~R4.8.29
道志中学校長	跡部 洋二	R1.8.30~R4.8.29
道志小学校長	山本 成利	R1.8.30~R4.8.29
道志村保育所主任保育士	小宮 ゆかり	R1.8.30~R4.8.29
学識経験者	長田 蘭子	R1.8.30~R4.8.29
道志村児童委員	杉本 八重子	R1.8.30~R1.11.31
	山口 美香	
	山口 明美	R1.12.1~R4.8.29
	宮下 さとみ	
道志中学校PTA会長	山口 大介	R1.8.30~R4.8.29
道志小学校PTA会長	佐藤 隆光	R1.8.30~R4.8.29
道志村保育所保護者会長	山口 博信	R1.8.30~R4.8.29

3. 策定経緯

年月日	項目
平成31年 1月23日～2月6日	ニーズ調査の実施 未就学児及び小学生を対象に実施
令和元年8月30日	第1回子ども・子育て会議の開催 (審議内容) 「第2期道志村子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて ・計画の策定にあたって(趣旨、計画の位置づけ、計画期間) ・計画策定に向けたスケジュールについて ・基本的な状況について(統計データからみる村の姿) ・ニーズ調査結果について ・第1期子ども・子育て支援事業計画の実施状況について ・統計データ、ニーズ調査、事業実施状況等からみる課題について
令和元年10月8日	第2回子ども・子育て会議の開催 (審議内容) 「第2期道志村子ども・子育て支援事業計画」の骨子について ・基本理念(案)について ・基本目標(案)と体系図(案)について ・代表的な事業について ・量の見込み・確保方策について
令和元年12月19日	第3回子ども・子育て会議の開催 (審議内容) 「第2期道志村子ども・子育て支援事業計画」の素案について ・素案について ・名簿確認について ・表紙(案)について
令和2年 1月14日～24日	パブリックコメントの実施